

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（12名）

委 員 長	松 田 義 人	副 委 員 長	阿 部 博
委 員	大 浦 まさし	委 員	埜 田 英 伸
委 員	友 田 博 文	委 員	原 重 樹
委 員	森 久 往	委 員	山 本 秀 明
委 員	大 坪 靖	委 員	岡 田 勉
委 員	飯 阪 光 典	委 員	小 林 昌 子

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長	関 戸 繁 樹	副 議 長	吉 川 茂 樹
-----	---------	-------	---------

説明のため出席した者の職氏名

市 長	辻 宏 康
副 市 長	森 吉 豊
副 市 長	吉 田 康 人
教 育 長	大 槻 亮 志
参 与	並 木 敏 昭
危 機 管 理 部 長	山 本 文 昭
市 長 公 室 長	前 田 正 和
環 境 産 業 部 長	山 崎 光 一
福 祉 部 長	西 川 加 恵
市 民 生 活 部 長	立 花 達 也
子 育 て 健 康 部 長	藤 原 一 也
上 下 水 道 部 長	近 藤 真 一
教 育 ・ こ ど も 部 長	東 直 樹

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 井 阪 弘 樹
総務課 長 補 佐 上 岡 繁

次長兼総務課 長 藤 原 準
総務課 議 事 調 査 係 主 事 香 山 幸 輝

(午前10時00分開会)

◎開議宣告

○松田義人委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより予算審査特別委員会を開催いたします。



◎一般会計予算及び関連議案審査

○松田義人委員長 本日は、一般会計予算の歳出のうち、第3款民生費、第4款衛生費の審査を願います。

質疑の発言はありませんか。

埤田委員。

○埤田英伸委員 公明党の埤田です。よろしくお願いします。

私からは、5点の質問をさせていただきます。

1点目、159ページの高齢者おでかけ支援事業について、2点目、165ページ、家庭と仕事両立支援事業、委託料、病児保育事業委託料について、3点目、167ページ、心身障がい児通園事業、施設用備品購入費について、4点目、175ページ、保育所等育成事業の保育支援者会計年度任用職員報酬について、5点目、189ページ、保健福祉センター運営事業の情報系基盤システム無線環境構築委託料についてであります。

まず1点目、159ページの高齢者おでかけ支援事業について、5,580万円計上されておりますけれども、積算根拠をお聞かせください。

○松田義人委員長 はい、高齢介護室高齢支援担当、田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

75歳以上の高齢者1人につき3,000円分の高齢者おでかけ支援チケットを3万1,000人分、そのうち60%の方が使用するものとして積算しております。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○**埴田英伸委員** ありがとうございます。利用率60%で積算していることが分かりました。

続いて、以前の一般質問でも御答弁いただきましたが、改めて昨年度の利用実績をお聞かせください。

○**松田義人委員長** 田山課長。

○**田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長** 高齢支援担当課長の田山です。

令和5年度の利用実績ですが、対象者2万7,622人で、一回でも利用された方が1万6,241人、利用率は58.8%、バス利用の方は45.1%、タクシー利用の方、54.9%になります。

以上です。

○**松田義人委員長** 埴田委員。

○**埴田英伸委員** 分かりました。この数値から見てやはり毎年同様に半数の方が利用を放棄していることが分かりました。

その理由として、3,000円のバスチケットをいただくためにバスで往復1,000円以上する場所から来られる高齢者もおられます。その段階で支援のほとんどが無駄になったりするといって支援を放棄する人もいます。また、バスが通っていないところには無用になってしまいます。だからといってタクシーのほうを使うとかなり高額になります。

私は、この事業の継続論と廃止論の議論を重ねていても平行線をたどると思い、令和5年の第3回定例会の一般質問で提案させていただいたのがおでかけ支援チケットメニュー選択制の導入でありました。民間のスポーツジム等の月謝に対しての補助券としての活用を含め、おでかけ支援チケットメニュー選択制の導入を提案し、その提案内容に一定の御理解をいただき、第一歩として導入、実現していただいたのがシティプラザなどの有料講座や弥生の風ホールでのコンサートの入場料に活用できるメニューの設定です。

そこで質問ですが、令和6年6月から開始されてまだ9か月程度ですが、その新たなメニューを含めた実績を教えてください。

○**松田義人委員長** はい、田山課長。

○**田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長** 高齢支援担当課長の田山です。

新たなメニューであるシティプラザでの実績ですが、1月末時点で利用人数が72人、利用枚数が575枚でした。

また、利用枚数の割合でいうと、バスが47.3%、タクシーが52.3%、シティプラザでの利用が0.4%となっております。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。まだ導入したばかりで効果測定も難しいかもしれませんが、72人、575枚の利用があったことは一定の効果が見える気がします。

しかしながら、これまで以上に高齢者の健康増進や介護予防などの目的をより効果的に達成できるよう、今後の本事業の展開を考えていく上で、このおでかけ支援事業そのものを大きく変革するときに来ているとも感じます。

また、南海バスのなっちカードの廃止の発表がありましたことから、そもそもお出かけ支援の考え方を移動手段よりも目的場所やメニュー選択制のメニューを増やす方向性が重要と思います。

枚方市では、介護予防のイベントや各種講座等への参加に対してひらかたポイントと言われるポイントが付与されます。ひらかたポイントは、市内の協力店舗で1ポイント1円として利用できるほか、年度内に65歳以上となる市民の方はタクシークーポンにも交換できます。公明党の枚方市議とも連携を取り、様々教示していただいておりますが、枚方市では、従来は和泉市と同じ内容の支援内容だったようです。しかしながら、利用者のニーズ調査を踏まえ、お出かけの手段に対する支援からお出かけ先をつくることへの支援に切り替えて市民満足度もかなり上がったようです。

ここでお聞きします。枚方市のようにお出かけ先をつくることへの支援への切替え、目的メニューを増やし、選択メニューを充実させることを和泉市で導入することへの御見解をお聞かせください。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

おでかけ支援事業につきましては、令和2年度から開始しており、利用率は毎年少しずつ伸びてきております。しかしながら、委員御指摘のように約半数の方が利用しておられません。令和8年度以降、より多くの高齢者の皆様の介護予防や社会参加のきっかけを後押しし、健康寿命の延伸につなげていくため、枚方市のようなポイント制度を含め、他市事例を研究しながら大幅な見直しを検討してまいります。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 前向きな御答弁ありがとうございました。ぜひ抜本的見直しの第一歩を踏み出していただければ幸いです。

この項の質問を終わります。

次の質問です。165ページ、家庭と仕事両立支援事業、病児保育事業委託料について質問いたします。

この委託料の内訳、内容を教えてください。

○松田義人委員長 子育て支援室こども支援担当、小林課長。

○小林正弥子育て健康部子育て支援室こども支援担当課長 こども支援担当課長の小林です。

病児保育事業委託料の内訳につきましては、市内中央部で実施している現事業者への委託料を人件費などの高騰のため、1,049万円から1,443万円へ394万円の増額をするものです。

また、病児保育の委託事業所を1か所増設するための委託料3か月分として、360万8,000円を計上しています。

以上です。

○松田義人委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 分かりました。

2か所目を計画されているようですが、現在は和泉中央駅南側にあるクリニックが運営してくださっていますが、2か所目が同じ中部圏域にならないように公募すべきと思いますが、エリアなどをどのようにお考えかを教えてください。

○松田義人委員長 小林課長。

○小林正弥子育て健康部子育て支援室こども支援担当課長 こども支援担当課長の小林です。

設置場所については、市民ニーズなどを踏まえ、決定したいと考えています。

以上です。

○松田義人委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 分かりました。平等で公平な公募をしていくことは大事ですが、同じ中部圏域に2か所目が開所となると、2つが競合してしまったり、北西部や西部や南部の方々に不便な思いをさせないように計画していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

この項の質問を終わります。

次の質問です。167ページ、心身障がい児通園事業、施設用備品購入費について質問いたします。

この備品購入の理由、内容を教えてください。

○松田義人委員長 小林課長。

○小林正弥子育て健康部子育て支援室こども支援担当課長 こども支援担当課長の小林です。

施設用備品につきましては、総合福祉会館内のふたば幼児教室が令和7年5月7日から庁舎第1分館へ移転することに伴い、新たに必要となる備品の購入費用となります。

以上です。

○松田義人委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 分かりました。

第1分館に移転することですが、通所する子どもたちが慣れた環境から変わったときの弊害などのデメリットの予測などはしておりますか。

○松田義人委員長 小林課長。

○小林正弥子育て健康部子育て支援室こども支援担当課長 こども支援担当課長の小林です。

移転によるデメリットとして、通う場所や保育室などの環境変化への戸惑い、不安などが想定されます。それを踏まえ、ふたば幼児教室は保護者と通う親子教室であるため、児童にとって保護者が一緒にいる安心感を基に無理強いせず、保護者の協力を得て個々に慣れていただけるよう対応する予定です。

また、新たな保育室で児童が目で見えて分かりやすい表示や見慣れた看板設置を行い、対応する職員や使用する保育用品や玩具、保育プログラムなど、4月同様変更せず、児童が混乱しない新たな環境で安心して活動できるよう配慮に努めます。

以上です。

○松田義人委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 分かりました。一人一人の障がいの特性により環境の変化が心に大きな影響が出る可能性がありますので、御答弁いただいたようにきめ細やかな対応を要望して、この項の質問を終わります。

次の質問です。予算書175ページ、保育所等育成事業の保育支援者会計年度任用職員報酬について、その概要をお聞きます。

○松田義人委員長 こども未来室幼保育成担当、樋上課長。

○樋上征史教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の樋上です。

令和7年6月から北松尾保育園、北松尾幼稚園において認定こども園化に向けた改修工事を行います。工事期間中における園内の安全確保に係る保育士の負担を軽減するよう園内を移動する園児や保護者の誘導に当たる人員を配置しようとするものです。

また、園内の安全確保業務だけを専任とすることなく、工事の状況に応じて園児の食後の片づけ、布団の準備・片づけ、おもちゃの消毒、外出時の見守りなど、保育の周辺事務も担

ってもらうことも想定しています。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

今の御答弁では、保育士園舎は北松尾保育園のみに配置するということですが、保育士の負担軽減のためになるならば、他の園にも配置していくというような計画はありますか。

○松田義人委員長 樋上課長。

○樋上征史教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の樋上です。

保育士の資格を必要としない園児の食後の後片づけ、布団の準備・片づけ、おもちゃの消毒、外出時の見守りなど、保育の周辺事務を担う人材の配置は保育士の負担軽減に有効とは考えます。今回予算計上している保育支援者については、北松尾こども園の改修工事に伴い配置を行うものですが、工事の状況によっては保育士資格を必ずしも必要としない片づけなどの業務も対象に含めること等もしていますので、令和7年度の取組による効果も確認し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。保育現場にとって有効的なものはどんどん導入していくべきだと思いますので、効果検証を1年間かけてお願いし、また、それが効果が出るならばさらに他の園にも導入していくことを要望して、この項の質問を終わります。

最後の質問です。189ページ、保健福祉センター運営事業の情報系基盤システム無線環境構築委託料についてお聞きします。

この委託料の内容を教えてください。

○松田義人委員長 健康づくり推進室健康増進担当、藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

和泉シティプラザ2階にある健康づくり推進室所管の保健福祉センターでは、母子保健の窓口業務や乳幼児健診、各種講座・教室等を実施しています。現在、国では母子保健のDXを推進していますが、本施設は無線環境が未整備な状況です。今までは紙資料による会議や相談業務等を行ってまいりましたが、今後、市民サービスの向上と職員の事務改善、業務の効率化を図るに当たり無線環境を整備する必要がありますので、その構築の委託料となっております。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

これは何台のアクセスポイントを設置する予定でしょうか。

○松田義人委員長 藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

無線アクセスポイントを13台設置する予定です。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

素人考えで申し訳ございませんが、自宅とかならば1万円程度で済む話やと思いますけども、高額な理由を教えてください。

○松田義人委員長 藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

費用の内訳につきましては、LANケーブル、アクセスポイント、ファイアウォール、ルーターなど、無線化に必要な機器等の費用に加えて、職員が行政情報を無線環境で扱うために必要なセキュリティーや認証関連システムの設定費用となっております。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

この業者について、これまでの本市に関わった実績などがあれば確認させてください。

○松田義人委員長 藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

市のネットワークに追加することになりますので、委託先はNTT西日本で、実績といたしましては本庁舎及び庁舎第1分館等でございます。

以上です。

○松田義人委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。快適でかつ安全性のある公共施設のWi-Fi環境の整備は、一般家庭の感覚ではないことは理解しました。

今後、価格競争の中で値段が下がっていくことも予測されますので、そのときに合った値

段交渉などをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○松田義人委員長 他に質疑の発言はございませんか。

大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。市民未来の会、大浦でございます。

私からは、質問4つございます。ページ数と項目を申し上げます。

民生費から、159ページ、高齢者おでかけチケット作成等委託料、そして2つ目が161ページ、老人集会所管理運営事業、そして衛生費から、191ページ、高齢者带状疱疹予防接種委託料、そして最後に、197ページ、環境基本計画進行管理事業でございます。

それでは、最初に、高齢者おでかけチケット作成等委託料、159ページからさせていただきます。

高齢者おでかけ支援事業について、助成金5,580万円を計上して、積算根拠については埤田委員から質問がございましたので、それで結構です。私のほうは、どのような内容で事業を行うかをお聞かせください。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

高齢者おでかけ支援事業については、今年度と同様、75歳以上の高齢者にタクシーや南海バス、チョイソコいずみ、和泉シティプラザのイベント等で利用できる3,000円分の高齢者おでかけ支援チケットを配布する予定です。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 はい、分かりました。

南海バスにつきましては、南海バス専用のなっちカードが今年の8月末で利用が終了してしまうと思いますけども、代替についてどうされるかをお聞かせください。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

なっちが廃止されることに伴う代替手段として、バスの運賃箱に直接投入できる1枚100円の南海バスサービス券の利用を予定しております。

なお、利用の際は、高齢者おでかけ支援チケットとの交換が必要になります。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 はい、ありがとうございます。

なっちの代替については分かりました。利用するには高齢者おでかけ支援チケットと交換が必要ということですが、改めて南海バスサービス券との交換窓口について教えてください。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

常設の窓口としましては、和泉府中駅バス定期券発売所に加え、市役所での交換を可能といたします。また、今年度までは交換できていた光明池営業所では対応ができなくなります。しかしながら、代わりに近くの集会所等での出張交換会の開催を検討しております。

また、シティプラザなどでの出張交換会については、回数は見直すものの、例年どおり開催する予定です。

なお、詳細につきましては、チケットを送付する際に同封するチラシに掲載する予定です。以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 はい、ありがとうございます。

光明池車庫のほうでの交換はできないというものの、集会所等にて出張交換会をやっていただけということですので、助かるかなと思います。

また、その期間に近隣の市民の方には手続きをしてもらいたいので、その日時・場所を早々に決めていただきたいのと、決まりましたらすぐ皆様にお知らせしていただきたいので、その部分の御配慮をよろしくお願いします。

詳細については、同封するチラシに掲載する予定ですということを聞いておりますので、そこについては安心しております。

また、このお出かけ支援の事業のそもそもの発足のきっかけというのが、隣の堺市の100円でどこまでも乗れるというバスのような高齢者お出かけ支援ができないのかというのが始まりでございました。それを和泉市ですと財政的に無理だということからこのような形になりましたが、その堺市では現在人気が出過ぎて財政的に大変なことになっているというふうなようですので、和泉市ではそれに追従しないほうがいいのかというふうに思っております。

さきに埴田委員からも方針の転換の話なんかもいろいろあって、いいなという話で聞かせていただいていたのですが、半分ぐらいの量しかないと、今のところという話もありまして、逆に言うと半分の利用があるということですので、その辺もうまくスタートのこともあって

バランスよく今後の方針を決めていただきたいと意見だけさせていただきます。

次の質問に移ります。

161ページ、老人集会所管理運営事業について、老人集会所用備品購入費420万円の内訳をお聞かせください。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

老人集会所用備品購入費420万円の内訳ですが、新築する（仮称）はつが野老人集会所用備品が320万円、それ以外の老人集会所用としてエアコンや冷蔵庫等、老朽化による買換え費用として100万円措置しております。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 はい、ありがとうございます。

ここで、大分昔ですけど、過去に私が一般質問した内容で、また、先日ですかね、山本委員からも御意見いただいた内容ですけども、老人集会所にAEDを和泉市として設置していく予定はあるのかについて確認したところ、今回は現在のところ検討は行っていないという御答弁でございました。

AEDについては、市内の交番や各小・中学校には既に設置していただいております。しかしながら、前回も申しましたとおり、老人集会所には高齢者の方が多く利用する施設なので、安心感という面では全然違ってくるかと思います。

ここで、改めて老人集会所にAEDを購入もしくはリースして設置していく予定はないのかお伺いいたします。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

委員御指摘のように、老人集会所は高齢者が主に利用する施設ではありますが、常駐者がおらず、利用者がいるときのみ不定期に開館しており、常に開放されている施設ではないことなどから、市として設置する予定はございません。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 市として設置する予定はございませんということで、大変残念ではございますが、AEDの事業展開につきましては、昨年の大綱質疑でもあったように、民間のAED

Dを有効活用していくという方針も踏まえてのことだと思います。

ここで、少し視点を変えて質問したいと思います。

光明台南老人集会所には、地元の3町会、3自治会がそれぞれお金を出し合ってAEDを設置しております。このAEDの有効期限がつい先日切れておりまして、機器の更新が必要で新規にリースしようかと検討していましたが、うちの町会が法人格を取っていないのでリースしたくても町会長個人名では連帯保証人が必要だということを言われまして、ここでこういったケースの場合、町会がリースするんだけど、市が連帯保証人になってくれるかどうかというところをお伺いします。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

市がほかの団体や個人に対して債務を保証するということは法律上禁止されているわけではありません。しかしながら、その債務保証について複数年度にまたがる場合については、債務負担行為として予算の整理も必要になってきます。

また、関連する法律の制約も受けることになり、市が連帯保証人になることについては現時点では考えておりません。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 分かりました。そういう返事になるだろうと分かってながら聞いていました。

では、一旦市がAEDを買い上げて、逆に市民、要は自治会のほうに有料でリースしてあげることはできないのかお聞かせください。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

委員御指摘の方法ですが、制度として可能かどうか、また、効果的かどうか、今後、調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 はい、ありがとうございました。

AEDはたくさんあると助かりますけども、一つ一つが高価なものです。自治会として簡単には買えませんし、市も買うことができないなというふうには思っております。でもリー

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

スなら有料でも借りたい自治会にもAEDを手に入れられるチャンスを何らかの方法で検討していただけると、このAEDの設置が広がっていくのではないかなと思いますので、また、研究・検討いただけたらと言いまして、この質問も終わります。

3つ目、高齢者带状疱疹予防接種委託料、191ページ、まず、この带状疱疹予防接種についてお聞かせいただきます。

定期接種はどのような人が対象となるのか教えてください。

○松田義人委員長 健康づくり推進室予防推進担当、山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

带状疱疹予防接種は、令和7年4月から定期接種化され、対象者は和泉市に住民登録があり、令和7年度年齢において65歳から5歳ごとの年齢の方及び101歳以上の方が対象となります。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 はい、ありがとうございます。

では、次に、ワクチンの種類についてお聞きします。

定期接種で使用するワクチンは何種類あるのでしょうか。

○松田義人委員長 山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

定期接種で使用するワクチンは、生ワクチンと組換えワクチンの2種類となっており、生ワクチンは1回接種、組換えワクチンは2回接種が必要となっております。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 それでは、このワクチン接種の副反応にはどのようなものがあり、接種対象者への周知はどういうふうにするのか教えてください。

○松田義人委員長 山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

ワクチン接種に係る副反応には、注射部位の痛み、腫れのほか、発熱や倦怠感などがあります。市では、主な副反応についてワクチン接種前に実施医療機関で配布する説明書や市ホームページで発現割合をパーセント表示するなど、必要な情報を提供し、対象者が接種するかどうかの判断ができるように努めてまいります。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 はい、ありがとうございます。今御答弁いただきましたように、本当に情報提供をお願いしたいと思います。

ほかのコロナワクチンにしても、子宮頸がんワクチンしてもそうですけども、特に副反応に対しての情報がちょっと少な過ぎるし、接種者の後追いといいますか、検証結果の情報が欲しいなど。そもそも国が検証しているのかどうかというのはちょっと疑問なんですけども、不安なものを勧められても正直打つほうも困ると思いますし、私も議員として市民に胸を張ってお勧めできないんですね、こんなんじゃ。ですから、検証の実施、それから結果報告、情報提供をもっとちゃんとしてほしいなということを市から国や府に対して言ってほしいと要望して、この質問も終わらせていただきます。

最後に、197ページ、環境基本計画進行管理事業について、需用費の消耗品費50万9,000円について、これは主にクビアカツヤカミキリの被害拡大防止に関する資材の購入費であるというふうに事前にお伺いはしておりますが、このことについて質問させていただきます。

近年、桜とかいう木をはじめとして、クビアカツヤカミキリによる被害が大阪府内でも拡大傾向にあると聞いておりまして、他市においても対応に苦慮されているというふうに聞いております。環境保全担当に寄せられている情報提供や相談件数、また、確認されている被害状況等について教えていただけますでしょうか。

○松田義人委員長 環境政策室環境保全担当、藤間課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

本課に相談等があった件数につきましては、令和4年度が11件、令和5年度が11件、令和6年度は2月17日時点になります。19件、合計で41件となっております。

相談内容としましては、クビアカツヤカミキリの防除、いわゆる駆除対策や予防の方法に関することや被害木の処分の方法、また、防除に必要な資材の補助制度がないかなどといったものになります。

次に、市で確認しておる被害木の件数ですが、令和4年度が4か所で約40本、令和5年度が14か所で約100本、令和6年度が27か所で約170本、合計で310本程度でございます。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 はい、ありがとうございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本市においても、市民から相談がありまして、年々被害が拡大傾向にあるということも確認できております。ちなみにうちの庭の木もやられております。

それでは、次の質問ですが、本市では、クビアカツヤカミキリの被害に対して相談があった場合にどのように対応されているのか教えてください。

○松田義人委員長 藤間課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

環境保全担当において市民や事業者の方々から相談があった場合、状況の聞き取りや必要に応じて現地確認を行い、防除方法等についてのリーフレットをお渡しするなど、情報提供を行っております。

また、環境保全担当では、令和6年8月から試行的に市民や自治会等の団体、企業を対象としまして、クビアカツヤカミキリによる生態系への被害を防ぐことが主な目的である場合に限り、防除用ネットの無償配布を実施しております。被害木に対してネットをかぶせることでほかに被害を拡散させることを防ぐ効果がございます。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 はい、ありがとうございます。よく分かりました。

防除方法に関する相談対応のほか、試行的に防除用品の配布事業を実施しているということですね。

それでは、この配布事業についてその概要を教えてくださいませんか。

○松田義人委員長 藤間課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

令和6年度にはなりますが、配布事業の概要を申し上げますと、被害木1本に対し1.8メートル掛ける3.5メートルのネットを個人は2枚、団体・事業者は3枚を上限として無償で配布しているものでございます。

申請に際しては、申請書に被害木の写真と本人確認書類を添付していただき、設置後は実績報告書と設置後の写真を提出いただくこととしております。

なお、本事業につきましては、広報いずみに掲載したほか、市のホームページにてお知らせしており、現在も申請の受付を行っております。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○大浦まさし委員 はい。参考として令和6年度における防除用品の配布事業について確認させていただきましたが、それでは、この配布事業の現時点での実績について教えてください。

○松田義人委員長 藤間課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

令和6年8月の募集開始から現在まで計4件の申請があり、防除ネットを計6枚配布してございます。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 はい、ありがとうございます。

それでは、最後に、改めて来年度の事業概要を教えてください。

○松田義人委員長 藤間課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

令和7年度は、防除用品の配布事業につきまして国の交付金を活用し、実施する予定としております。事業概要としましては、防除用ネットに加え、防除用薬剤についての配布も併せて実施予定です。

また、予防の観点から被害が発生していない樹木も対象とする予定としており、加えて、1申請当たりの配布上限数につきましても増やすことを検討してございます。

以上です。

○松田義人委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 はい、ありがとうございました。

各自治体で対応に苦慮されているというふうに思いますけども、本市では内容を充実した形で実施されているということで、引き続きよろしく願いをして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○松田義人委員長 他に質疑の発言はございませんか。

岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。大阪維新の会の岡田です。

私からは、1点質問させていただきます。

予算書175ページ、保育所等育成事業、午睡センサー等借上料について、その概要をお聞きます。

○松田義人委員長 樋上課長。

○樋上征史教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の樋上です。

公立保育園のゼロ歳児クラスの園児に対して導入しようとするもので、お昼寝を行う時間帯に名刺より二回りほど小さいセンサーを乳児の服に取り付けることで、うつ伏せ寝など異常がある場合はアラート音により通知されるようになります。このため、保育士の目視による確認と合わせて、SIDS乳幼児突然死症候群の発生防止に大きな効果が見込まれます。

また、現在保育士が目視と手作業で行っている寝姿勢の記録が自動で行われるようになるため、保育士の負担軽減に大きく貢献します。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。

今回は公立保育園に導入を行うための予算になりますが、民間保育施設などが導入する場合には市から補助などが行われるのでしょうか。

また、民間保育施設などで午睡センサーの導入の状況について教えてください。

○松田義人委員長 こども未来室幼保運営担当、北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

平成30年度に民間保育施設が午睡センサーを導入するに当たり、国の補助メニューを活用して補助を実施しており、その際は9園が導入を行いました。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 平成30年に民間保育施設9園の午睡センサー導入に対し補助を行ったということです。今回、公立保育園で午睡センサーを導入するということなので、まだ導入していない民間保育施設に対し、改めて補助を実施する予定はあるのか教えてください。

○松田義人委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

現在も国の補助メニューはございますことから、公立保育園で今回新たに導入する午睡センサーの利用状況などについて民間保育施設と情報共有を行い、改めて導入に係る補助についての意向を確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○松田義人委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

公立保育園でも民間保育施設でも保育士の負担軽減のために、本市においても保育業務のＩＣＴ化を含め、新しい技術導入がますます増えていくことを願います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○松田義人委員長 他に質疑の発言はございませんか。

大坪委員。

○大坪 靖委員 はい、ありがとうございます。公明党の大坪です。よろしくお願いいたします。

私からは、５点質問をさせていただきます。

まず１点目は、民生費、予算書149ページ、市民後見人養成・活動支援事業について、２点目は、民生費、予算書159ページ、高齢者生活支援事業のうち扶助費、緊急通報装置設置助成費、３点目は、衛生費、予算書189ページ、出産・子育て応援事業について、４点目は、衛生費、予算書197ページ、環境啓発事業のうち委託料、みどりのツーリズム委託料について、５点目は、衛生費、予算書199ページ、脱炭素化推進事業のうち、18負担金補助及び交付金、再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金について、以上５点になります。よろしくお願いいたします。

それでは、まず１点目の質問です。

予算書149ページの市民後見人養成・活動支援事業に委託料として、権利擁護人材育成事業委託料と成年後見中核機関運営委託料が合わせて829万円予算計上されておりますが、その事業内容について教えてください。

○松田義人委員長 福祉総務課、北橋課長。

○北橋公都福祉部福祉総務課長 福祉総務課長の北橋です。

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の生活や財産を保護する制度に成年後見制度があります。この制度は家庭裁判所へ申立てを行い、財産管理、身上保護など後見等の活動を担う成年後見人等が選任されるものです。

権利擁護人材育成事業は、この成年後見制度を円滑に活用し、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、弁護士や司法書士などの資格を持たない市民の立場で身近なところから支える市民後見人の養成及び活動を支援するものです。こちらは市民後見人における養成、受任調整、活動支援について、大阪府社会福祉協議会へ委託しています。

次に、成年後見中核機関運営委託料に関してですが、これは国の成年後見制度利用促進計

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

画に基づき、権利擁護支援を必要とする人が必要なときに適切な支援につなげるように地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中心となる機関である中核機関を運営するものです。市では、令和6年10月から一部の機能を和泉市社会福祉協議会に委託し、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課と協働して事業を実施しています。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 はい、ありがとうございます。

それでは、成年後見人等と市民後見人の違いとは何でしょうか、御説明をお願いいたします。

○松田義人委員長 北橋課長。

○北橋公都福祉部福祉総務課長 福祉総務課長の北橋です。

成年後見人等は家庭裁判所によって選任され、財産管理や身上保護を行う人のことで、成年後見人等となるのに特別な資格は必要ありませんが、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職をはじめ、親や子ども、兄弟姉妹などの親族等が選任され、専門職に関しては専門的な知識や経験等を有することを特性としています。

一方、その成年後見人等の中における市民後見人については、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない親族以外の一般市民から選任される成年後見人のことで、地域社会における福祉活動の担い手としてより身近な存在となり、本人の意思を尊重した支援を行うことが期待されます。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 はい、ありがとうございます。

それでは、市民後見人を養成する上で今後の展望をお伺いいたします。

○松田義人委員長 北橋課長。

○北橋公都福祉部福祉総務課長 福祉総務課長の北橋です。

市では、今年度から市民後見人の養成を始めたばかりであり、まだ受任案件は発生していません。今後は受任案件を増やすこともめざしていきますが、市民後見人の強みは専門職の後見人等とは異なり、同じ地域で生活している市民であり、きめ細やかな身上保護を行うことが可能であることから、受任案件が少なくても市民後見人の養成を通じて成年後見制度そのものを地域に根差し、権利擁護の地域づくりの一助として事業を実施していきたいと考え

ています。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 はい、ありがとうございます。

それでは、そのことも踏まえた上で、成年後見制度そのものについても今後の展望をお伺いいたします。

○松田義人委員長 北橋課長。

○北橋公都福祉部福祉総務課長 福祉総務課長の北橋です。

成年後見制度は本人の権利擁護において大変重要です。今後は従来の周知啓発にとどまらず、中核機関を中心に市民向けの講座や相談会の開催、広報紙やウェブサイトでの情報発信など、市民に制度を知ってもらえるように工夫し、制度を知った上で利用有無の選択ができるような地域づくりとともに、制度利用時に市民が抱える課題にも対応できるよう体制づくりを行っていきます。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 はい、御答弁ありがとうございました。

成年後見制度は非常に聞きなじみがない人も多いのではないかなと思います。私自身もこのたび初めていろいろ勉強していく中で、この言葉自体も非常に取っつきにくい言葉といただきますか、難しい言葉でありますので、ただ、しかし、高齢者をはじめとしまして、今後支援が必要な方々の権利擁護というのは大変重要であり、それを擁護するための手段である成年後見制度は、今後、高齢化の進展に伴い、またその必要性はますます高まってくるものと思われれます。ぜひこの制度を今後も広げていただきまして、市民の皆様が万が一判断能力が低下したときに困ることがないように、そしてこの制度をうまく使うことができるよう事業を進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、この項の質問は終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の質問です。

予算書159ページの高齢者生活支援事業のうち、扶助費、緊急通報装置設置助成費が874万8,000円計上されておりますが、まず、この事業の内容についてお聞かせください。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

見守りが必要な65歳以上の高齢者世帯に緊急通報装置を貸与し、利用者が急病や緊急時にボタンを押した場合、委託者の警備会社が24時間体制で自宅へ駆けつけるものです。また、24時間365日、専門職への健康相談も行うことも可能です。

対象者は、65歳以上の高齢者や重度の身体障がいがある世帯で、御家族と同居しても日中に独り暮らしになる、いわゆる中間独居の世帯も対象になります。

また、利用者負担については、世帯の住民税課税状況により全額負担、半額負担、負担なしの3段階に分かれております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 はい、ありがとうございます。内容については確認をさせていただきました。

それでは、続きまして、本事業の開始年度並びに本市における現時点の利用世帯数を負担割合別3段階に分けて教えてください。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

本事業につきましては、平成元年度からスタートしております。また、1月末時点の利用世帯数ですが、利用者負担別に全額負担が88世帯、半額負担が25世帯、負担なしの世帯が669世帯、合計782世帯の方が利用しております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

実は、私も先日、独り暮らしの市民様からの御相談によりまして、この緊急通報装置の設置費用を市が助成しているシステムを紹介させていただきましたところ、非常にそれはいいということですのですぐに申請をされまして、本人さんもちろんなんですが、遠方でお暮らしの娘さんも非常に安心されているとお聞きしました。近年、独り暮らしの御高齢者が増えていることもありまして、非常にこの制度は助成していただけるということでありがたく思います。

ただ一方で、この緊急通報装置はあくまでも契約者が在宅時に限ってのみ緊急ボタンを押すと警備員が駆けつけてくれるというシステムなんですけど、外出時には一切使用ができないと。お買物などの外出時に例えば急病であったり、けがなどをされたときに、そういったときにも緊急事態で呼べるシステム等がないのかなと、多分あると思うんですね、民間のほう

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ではいろんなそういうのが。ただ当然コスト的なものとかいろいろあるかと思うので、即導入等は難しいとは思いますが、ほかの自治体等の事例も検証していただきながら、今後検討いただくことを要望して、この項の質問を終わりたいと思います。

続きまして、3つ目の質問に移ります。

予算書189ページ、出産・子育て応援事業についてお伺いいたします。

まず、この事業はいつから開始されたのか、また、事業の内容について、併せてお聞かせください。

○松田義人委員長 藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

出産・子育て応援事業は、国の交付金事業により令和4年度から開始した事業です。本事業は、妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に図ることを目的としています。

経済的支援については、妊産婦を対象に妊娠と出産時にそれぞれ5万円を給付するもので、本市では、出産育児関連用品等の購入等の利用を進めるため、国の方針に従い現金給付ではなく、出産・子育て応援ギフトとして5万円分のプリペイドカードを対象者に配布しています。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 はい、ありがとうございます。事業の内容は分かりました。

予算内容を確認いたしましたら、出産・子育て応援ギフト支給事業委託料が1,000万円、また、応援事業補助金として1億500万円がございます。昨年度と比較しまして、委託料から今回補助金に変わっているようですけれども、その理由を教えてください。

○松田義人委員長 藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

予算を委託料から補助金に変更している理由につきましては、国の子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、給付の内容が原則現金支給に変わるためです。

つきましては、これまで事業者にプリペイドカードの発行を委託してまいりましたが、令和7年度からは振込による現金支給に移行するものです。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 令和7年度からは給付事業の内容がプリペイドカードから現金に変わるというのですが、妊産婦に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援は今後も図れるのかをお聞きいたします。

○松田義人委員長 藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

現金支給に変わりましたが、これまでどおり申請手続は妊娠届や出産後の乳児家庭全戸訪問の際に、直接対象となる本人と面談した上で申請を促します。そのような機会を通じ、引き続き伴走型相談支援を行ってまいります。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 はい、ありがとうございました。

申請手続に関しまして、直接対象者本人に面談する機会を設けていただくということで安心いたしました。多くの女性は出産後の経過が正常な場合でも、何らかの精神的な変調を経験すると聞いております。多くの場合、情緒不安定、また、いらいらなどの症状は自然になるようですが、日本では、出産を経験した女性の約10%が産後鬱病を発症すると言われております。経済的支援と並行して伴走型相談支援にも継続して取り組んでいただきますよう要望して、この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、4つ目の質問です。

予算書197ページ、環境啓発事業のうち、12委託料のみどりのツーリズム委託料30万円についてお尋ねいたします。

ちなみに本事業は新規事業と伺っておりますので、初めにその事業内容について改めて教えてください。

○松田義人委員長 藤間課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

本事業は、自然を活用した観察会などのイベントや自然環境の保全につながる活動へ参加していただくことで参加者の自然環境への意識の高揚、また、自然環境保全に対する未来の担い手の創出をめざし、実施しようとするものでございます。

内容といたしましては、事業者への業務委託により市民向け自然観察会を年3回程度、体験型ワークショップなどの啓発事業を年2回程度、それぞれ実施するというものです。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 はい、ありがとうございます。市民を対象とした自然観察会やワークショップなど、事業者への業務委託により実施する事業であることを確認いたしました。

それでは、同じ事業内の報償費に自然観察会など講師謝礼 2 万 8,000 円が計上されておりますが、この報償費との関連性はあるのでしょうか、お答えください。

○松田義人委員長 藤間課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

7 報償費の自然観察会等講師謝礼につきましては、本課が直接実施している水辺の自然観察会及び星空観察会実施に係る講師謝礼となります。

一方、今回新たに予算計上しておりますみどりのツーリズム事業は、これらの観察会とは別に開催する自然観察会やワークショップなどの準備・実施に係る業務を委託するものでございます。

本課では、第 3 次和泉市環境基本計画に基づき市民参加による自然環境の観察の機会拡充などに取り組んでおり、本事業は公民連携の一環となる事業となっております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 はい、ありがとうございます。今回新たに市が直接実施する観察会とは別に事業者への業務委託により自然観察会などを開催するということで、自然観察の機会の拡充に取り組まれようとしていることを確認させていただきました。

今後、よりよい自然環境をつくっていくためには、行政だけではなく、市民さんも一緒に考え、取り組んでいくことが非常に重要だと考えますので、このたび公民連携で環境啓発を進めるということは大変有益な取組だと考えます。今後も引き続きよろしくお願いいたします。

本項についての質問は以上となります。

それでは、最後の質問です。

予算書 199 ページ、脱炭素化推進事業のうち、18 負担金補助及び交付金の再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金 1 億 1,980 万円についてお尋ねいたします。

本事業は、令和 6 年度より実施している再エネ機器・省エネ機器の導入に係る補助金であると認識しておりますが、事業の内容について改めて教えてください。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○松田義人委員長 藤間課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

本事業は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、本市における脱炭素化の推進を目的に市民・事業者に対し、太陽光発電設備や蓄電池、エネファーム、エコキュートといった再エネ・省エネ機器の設置に係る導入補助を行うものでございます。

一定の条件はございますが、例えば個人向けの補助メニューとしまして、太陽光発電設備1キロワット当たり7万円で最大70万円の補助、蓄電池では1キロワットアワー当たり4万円で最大40万円の補助などを予定しております。

また、前年度実績などを踏まえ、事業内容の一部変更について、現在国に打診しているところではございますが、一部上限額の引上げや太陽光発電設備や蓄電池のリースによる導入に対する補助の追加など、対象条件等を拡大・充実して実施する予定で調整をしております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。金額自体も令和6年度より拡充されており、内容も拡大するという方向で、再エネ・省エネ機器の設置に対する補助事業を引き続き実施いただけることを確認させていただきました。

それでは、参考にですが、現時点での令和6年度の申請件数についてお伺いいたします。

○松田義人委員長 藤間課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

現在審査中のものもあり、現時点での速報値となりますが、令和6年度は、令和6年8月23日から令和7年1月31日まで申請受付をした結果、1機器を1件とカウントし、計49件の申請があり、補助金額としましては、合計で2,709万4,000円の交付決定を行いました。

申請の内訳としましては、太陽光発電設備が20件で、うち事業者向け太陽光発電設備が2件、蓄電池が16件、エネファームが7件、高効率給湯器が6件となっております。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 はい、ありがとうございます。

それでは、最後に確認ですが、当事業の予算はあくまで令和7年4月1日から1年間の予算が1億1,980万円ということでよろしかったでしょうか。

あわせて、この予算は使い切れれば終了になるのか、また、逆に余れば次年度に持ち越しに

なるのかなど、予算の考え方を教えてください。

○松田義人委員長 藤間課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

本事業は、国の交付金を活用し実施するものになりますことから、令和7年4月以降、国に対し交付申請を行い、国からの交付決定が下り次第、速やかに実施するもので、市民・事業者への補助金である1億1,980万円はあくまで令和7年度の予算になります。

また、予算の範囲内において市民や事業者に補助金を交付するものですが、年度末の事業終了後、国に当該年度の実績報告を行い、その実績額に応じた金額が国から交付されることになります。

なお、本事業は、令和6年度から令和10年度までの複数年の事業として国と調整しており、国と協議を行った金額を各年度ごとに予算として計上する予定としてございます。

以上です。

○松田義人委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 はい、御答弁ありがとうございました。

再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金の計上予算に関しまして、その目的及び令和6年度直近までの実績について確認をさせていただきました。本市は2050年までにカーボンニュートラルを実現することをめざし、地域の特性に基づいた脱炭素戦略を策定されております。2021年4月にはゼロカーボンシティへの挑戦を表明し、これに基づいた様々な施策が進められていることにありがたく思っております。今回の再エネ・省エネ機器設置促進事業も、まさに脱炭素社会の実現に向けた有効的な取組かと評価いたします。

最後に、この事業は国との調整で令和6年度から最大5年間申請可能な事業とのこと。当然議会での可決が必要にはなりますが、今後、再エネ・省エネ機器の新製品が開発されることもあり得るかと思いますので、アンテナを張っていただき、さらなる促進に努めていただきますようお願いをしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

私からの質問は以上になります。ありがとうございました。

○松田義人委員長 他に質疑の発言はございませんか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

まず、ページ数等々について言います。

まず最初に、158ページの高齢者おでかけ支援、それから、次に170ページの保育所関係、

それから民生費は以上ですね。

衛生費のほうで、180ページの小栗の湯、それから191ページの和泉診療所、それから192ページの清掃費、そこにも入ってきますけど、193ページのごみ袋の問題でお願いをいたします。

それで、まず、158ページの高齢者おでかけの問題は、もう2名の委員からされておりますので、それはだぶる話なので、そこはもう質問は結構ですので、もう一つだけちょっと確かめたいことがありますして、それは何かといいますと、私、見たことないのであれなんですけれども、なっちカードが廃止されるということなんですけれども、バスに貼ってあるらしいですけれども、これがなっちカードに何ほかというか、入れとったとしたら現金に変えられますというような貼り紙がしてあるようなんですけれども、その辺はどうなっているのか分かるでしょうか。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

なっちにつきましては、南海バスの制度としまして手数料がかかりますが、払戻しが可能です。また、なっち自身が8月末で利用終了となることから、今年9月から2035年8月末までの10年間は手数料が無料で払戻しができるようになります。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 一々行かなあかんという問題はあるでしょうけど、払戻しが可能やと。10年間もというのは思いませんでしたけども、これは法的な何かがあるんだろうと思いますが、可能だというふうには、これはそういうふうに受けておきたいというふうに思います。

それはそれなんですけれども、このなっちカードの廃止等々も含めての話になりますが、本事業が先ほどからも答弁がありますように、大体60%ぐらいのあれで予算化しているということなんですけども、それは取りあえず聞いておきたいというふうに思いますけれども、このお出かけ支援の今後の方向性なんかを持っていたらお聞かせください。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

おでかけ支援事業につきましては、令和8年度以降、より多くの高齢者の皆様の介護予防や社会参加のきっかけを後押しし、健康寿命の延伸につなげていくため、他市事例を研究しながら大幅な見直しを検討しております。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 ちょっと1点だけ言ってなかったものであれなんですけども、今回、なっちカードもそうなんでしょうけども、今回南海バスが急遽この路線はやめますと言うてきて、その対策であって、企業の持っている会社のバスが今回入ってくるやんね、簡単に言うたら。その企業の分もこのさっき言うた100円でなっちカードを変えなあかんということなんやけど、そういうものも使えるということですか。その辺はどうでしょうか。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

南海バス以外の事業所が運営するいわゆる路線維持バスにつきましては、南海バスサービス券ではなく、高齢者おでかけ支援チケットそのもの、そのままを利用できるような形で現在事業者さんと調整を進めております。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 その分については、直接一々変えなくても、100円のあれに変えなくてもいける分で今調整しているということなので、それは一つでも、実際、路線そのものが通勤・通学路線でかなりやっているということもありますので、そこで使うかどうかは別問題としまして、そういうふうにも便利なお願いをしたいということです。

先ほど堺方式の話も出ましたが、私はすべきだというふうには思いますが、今まで何でしないのと言うてやったら、初期投資が高額過ぎることだったんですよね、当初は。今どうなっているかという問題も含めて、これだけいろんなものがころころ変わって、なっちカードも廃止になってということになってきたら、これは今後の方向性として本当にこのままを行くんじゃなくて、やっぱり基本的な点で考え直していく必要があるんじゃないかと思いますけども、堺の方式への考え方を含めましてどうなのかというところを答弁してください。

○松田義人委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

先ほどの一般質問での答弁と同じになりますが、やはり堺方式につきましては、財政的な問題があるため、現時点では検討はしておりません。しかしながら、令和8年度以降、より多くの高齢者の皆様の健康寿命につなげていくよう大幅な見直しを検討してございます。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 より多くのお年寄りのこのお出かけのということで言われておりますけれども、私が言ったのは、より多くそれはそれで検討していただいたら結構なんですけれども、今のうちに半分ぐらいしか使わないから、予算も60%ぐらい、高齢者でというようなこと、もともとは、これ、祝金かなんかのやつを縮小させて、それでやっている事業なのでそういうふうになっているんでしょうけれども、果たしてそれで今のそういうやり方で多少どうこうでいいのかどうかということは、これは考え直していく。どうせいろんなものを変えられてくるわけですので、やはりこれは基本的な考え方として考え直していくということが必要だろうというふうには思っております。これはもう意見として申し上げておきたいというふうに思います。

じゃ、次に、保育所関係の問題なんですけれども、まず、第1番目に、171ページのところにありますけれども、芦部、鶴山台第一保育園、元保育園でしょうか、でのアスベスト調査の問題があります。これは端的に聞きますけれども、アスベストが使われていたのかどうか、その内容をまずお願いします。

○松田義人委員長 学校園管理室教育施設担当、大内課長。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

令和7年度末での廃園を予定している芦部保育園及び鶴山台第一保育園の建物を解体するに当たり、大気汚染防止法等の法令に基づき、アスベストの含有の有無や含有量等の使用状況について事前調査を行うものです。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 今、解体するときということで、そういうことなんだろうなということなんですけれども、これがどういうふうに解体工事に影響してくるのかということでの答弁を願います。

○松田義人委員長 大内課長。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

アスベスト含有の有無や使用状況の違いにより、解体時における飛散防止対策の方法や解体の工法が変わります。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 それはそうですね。外に出ないように圧力をその分圧力というんですか、下げてやらなあかんということになりますので、それはそういうことなんでしょうと思いますけども、それはそれで分かるんですけども、もともとこのアスベストがあるとかないとかというやつというのは以前に調査してないんでしょうか。その辺はどうですか。

○松田義人委員長 大内課長。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

平成30年12月に市内の全ての公立保育園におけるアスベストの使用実態について調査を行っており、アスベストの使用はあるものの、飛散はない状態であることを確認しています。
以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 あることは確認はしているということですよ、以前に。だけど、飛散はしてないからというふうに言われておるんですけども、記憶で申し訳ないですけども、人権文化センターのホール、これもアスベストで今多分壊していつてんかな、状況だったと思いますけども、人権文化センターは途中で使用をやめましたよね。その後も調査してといいますか、飛んでるか飛んでないかと、飛散しているかどうかという調査もしていて飛散してないというようなことも言われてたと思うんですけども、ましてやこれは子どもがいる保育園でしょう、簡単に言うたら。それで事前に調査してて、使用はあるもののという答えでしたので、あるわけですよ。使っているところがあるわけですよ、アスベストを。だからそういう意味からすると、この対応自身が私はもう全然なってなかったというふうに思いますけども、その点ではどうでしょうか。

○松田義人委員長 大内課長。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

昭和63年に当時の環境庁、厚生省から発出された通知におきまして、アスベストは建築材料として用いられているが、良好な状態にあれば加工などの操作を行わない限り飛散のおそれはなく、空気中に浮遊しない状態では、健康被害を起こすことはないと考えられる旨が記載されております。

つきましては、これまで施設を使用していることについて、問題はないと認識しております。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 認識は分かりました。ただ正確かどうかあれですけど、人権文化センターでもそうだったんですよ。それで調査したんですね。調査というんか、後々もですよ。これがなかった、飛散がなかったということだったので、ということになると思います。

ただ人権文化センターのホールのようなものと保育園では、止めるにしても人権文化センターはそうそう使っていませんでしたからね、ホールそのものは。それで止めてもそんなにどうこうということにはなかったでしょうけども、保育園を一時止めるというわけにもいかんようになってきますので、というその辺の違いは分かりますけど、健康というか、そういう問題からしたら、これは当然子どものほうが優先されてとは思いますが、その点だけは指摘をしておきたいというふうに思います。

次ですけれども、これは保育所関係で全体のことなので、人数等々の話になりますけども、保育所の申込み等々が一応終わっていると思うんですけども、待機児童等も含めまして今どうなっているのかというところの現状を保育所申込者数やら入園者数のことも含めて答弁いただけますでしょうか。

○松田義人委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

令和6年4月の状況になりますが、待機児童は2人となっております。

申込者数は在園含めて4,394人で、そのうち入園者数は4,063人なので、保留児童については332人となっております。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 久々にこの数字のあれをしまして勘違いしておりまして、待機児童が2人やという、2人だけかみたいな、そういうあれをしていましたけども、別に保留児童、昔は待機児童でよかったんですけど、保留児童がおってということで、332人おるということのようにですけども、位置づけはいろいろなんですけども、じゃ、この全体から見て、今年度というか、令和7年度の保留児童の状況なんですけども、令和6年度と比較して、申込者数等々も含めての話ですが、その辺はどうでしょうか。

○松田義人委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

令和7年4月の待機児童と保留児童の状況ですが、現在選考作業中のため、集計や精査を

行うことが困難です。

令和6年10月時点における申込状況について申し上げますと、令和7年4月の入園を希望する方は1,282人となっており、前年度の同じ時期に令和6年4月入園を希望した方よりも約80人増加しています。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 申込者の数が多なっているということで、その辺では聞いておきたいと。聞いておきたいといえますかね、対策等々もそれなりのあれでは出てくるでしょうけども、しかし、その辺はまだまだ足りていませんよということは、その辺を聞いておきたいというふうに思います。

じゃ、次に、これは今の保育所の人数の話をしたんですけれども、民営化問題を含めましていろいろと申し上げてきたこともありますので聞いておきたいんですけれども、今、保育士というのは足りているんですか。端的に足りているのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○松田義人委員長 樋上課長。

○樋上征史教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の樋上です。

公立保育園の正職保育士については、例年募集定員を上回る応募をいただいております、募集定員は確保できております。会計年度任用保育士については、通年で募集を行っておりますが、募集定員の確保には至っていないため、シフトによる1日4時間勤務での採用を行うなど、確保に向けた取組を行っております。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 正職の保育士さんがというのは、募集人数を上回る応募というのは、それはよく分かる話なんですけども、それで、ただ会計年度任用保育士さんはそうではないですよということなんだろうというふうに思いますけれども、これは今の話というのは多分公立の話をしたと思うんですよね。民間を含めてどういうふうになっているのか分かりますか。

○松田義人委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

民間保育施設における保育士確保策については、令和4年度より保育士就職支援補助金を創設し、市内の民間保育施設などに就職する新卒の保育士等に対し、施設を經由して就職支援補助金を支給しております。当初は新卒のみ、1年目に25万円の支給を行ってまいりました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

が、令和6年度からは、新卒、未経験、3年以上のブランクのある保育士に条件を広げ、1年目だけでなく、2年目にも25万円を支給する内容に拡充しております。

また、民間保育施設に保育支援者を配置するための補助を実施するなど、保育現場での負担軽減に対する補助も実施し、保育士確保に向けた取組としております。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 うん。だから保育士が足りてるか足りてないかという話をしているので、民間のほうは、市のほうは25万円出しているしあるいは補助をする人も出しているしということで保育士は足りていると、苦慮していませんと、今の時点ですよ。というふうに捉えたらいいわけですか。

○松田義人委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

民間保育施設も保育士確保には苦慮しておりますので、市としても保育士確保策を講じておるところでございます。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 そうですね。前々から苦慮しているという話がいろいろ出て、ただこういうふうに措置していますよと言ったら苦慮してないような雰囲気でも聞こえてきましたので、わざわざ聞き直して申し訳なかったんですけども、あと次にもう一つだけ伺いたいのは、保育士さんの民間園なんですけども、処遇の改善の話なんですけども、これは例えば補正予算で全体の市職員の給与等々の問題もあつてのお話だと思いますけども、たしか10%ぐらい上げるために補正予算で3億何ぼかの補正を組んだと思うんですよ。それはそれで思うんですけども、それで、もともと、それ以前の話として、もともと処遇改善のためにということで、国のほうも含めてお金をつけていた分だと思うんですけども、その辺は今はもうなくなったのか、その辺はどうでしょうか。

○松田義人委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

民間保育施設に対する施設型給付費につきましては、令和6年度の人事院勧告を踏まえ、増額となっておりますが、従来から実施されている保育士などに対する処遇改善加算については、人事院勧告を踏まえた増額とは別で給付しております。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 給付はしているということなんですけれども、ですから、今簡単に言いますと、こういうふうにせざるを得なくなっているという、和泉市だけではなくてどこでも保育士が、民間委託をする中で、ただ民間委託してどこで利益を出していくかということになると、これはもう保育士を中心にした人件費でしか仕方がなかったという、仕方がといますか、ということだったと思いますので、ところがそういう状況の中で民間園が多くなってということで、なかなか安い給与というふうになってしまいましたから、結局保育士が足らなくなって、全国的な話ですよ。足らなくなって処遇改善もせざるを得なくなっていると、これで十分か不十分かは別です。不十分だというふうに私は思いますけど、だから当初民間保育園にする上では、直よりもこれだけ効果額、市側からすれば助かりますよというようなことが言われたと思いますけれども、それがどんどんと幅が言うてみたら縮まってくる。そこにお金も出さなあかんようになっていくというのが今の実態だろうというふうには思いますので、それだけではないですけども、はっきり申し上げてこれはもう全国的な話ですけども、民間にしていってものの、失敗は失敗やろうというふうには思っております。

ちょっとこれは言ってなかったのであれなんですけども、最後にもう一点だけちょっと確かめておきたいことがあります。

これは延長保育の問題なんですけれども、ちょっと議案の話をするわけじゃないですけども、議案で幼稚園の園児が預かり保育やったかな、名前はちょっと忘れちゃったけど、それで今度、市のほうが初めて認定園を造るからといってやったんですけども、そのときも聞いて、じゃ、民間のほうの認定園、これはいわゆる幼稚園ですよ。預かり保育というか、延長保育というか、それはそれぞれ様々でしてというのが答弁だったと思うんです。これ、何を確かめたいかと言ったら、いわゆる長時間保育になるのか、延長保育という言葉なのか、ちょっと言葉はともかくといたしまして、その辺は民間では市の公立と同じようにこれは全く同一ということでもいいんですか。それともそれぞれ違うということになっているのか、分かれば。その確かめだけですから。

○松田義人委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

委員御指摘の内容は、幼稚園部分の預かり保育のことだと認識しておりますが、民間では様々、金額も様々でありまして、預かる時間自体も様々となっております。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 だから幼稚園部分はそういうことやったんやけども、保育園のほう、保育園の部分では、長時間もあれば、もちろん5時までとかいろいろあるんだけど、それを7時までとかということで延ばしたりいろいろしますやんか。だからそれを総称して延長保育と私は言いましたが、その部分というのは、民間も含めて市の条例等々も含めて言えば、これは今どうなっていますかということで、様々幼稚園の部分は分らんけども、そのように様々なんですか。今、民間園も相当数になっていると思いますけども。

○松田義人委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

保育園部分の延長保育につきましては、最終7時まで預かる、7時半まで預かる、8時まで預かる、時間は様々なんですけれども、金額設定自体は市の設定した金額で公立・民間のものをもってやっています。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 もう保育園の部分は一緒やと、時間は様々やけど、一緒やということで聞いておきたいというふうに思います。

保育園部分の話は以上です。

じゃ、次、衛生費の小栗の湯の話ですけども、小栗の湯の指定管理料ですね。まず、その辺は前年度と比べて、というのは令和6年度の話でしょうけども、当初予算と比べて一体どうなっているのか、その辺を先に答弁をお願いします。

○松田義人委員長 山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

小栗の湯の令和6年度当初予算額が1,405万円でした。令和6年度と比べて令和7年度では38万9,000円の増額となっております。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということで、増額しているということですよ。では、その原因といますか、要因といますか、増額した要因は何でしょうか。

○松田義人委員長 山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

増額の要因ですけれども、人件費及び電気、ガス、水道料金等の経年の増を見込んだ増額となっております。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 人件費及び電気、ガス、水道料金等々が上がっていくからということですよ、簡単に言えば。正直、ここで人件費の増があるから指定管理料を上げたんやね、簡単に言えば。いうことにも人件費、昨日の総務の資料室の問題で、人件費アップやろうという話をしたら、いや、違います言うてやっていましたけど、ここではストレートに人件費問題だと。

ちょっと先に、これ、去年に比べて38万9,000円ですか、去年といいますか、令和6年度に比べてやと思いますけれども。上げていますということになるんですけども、これは指定管理料、毎年変化させてんの、上げてるん。その辺はどうなんですか。

○松田義人委員長 山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

指定管理料につきましては、毎年、先ほど答弁いたしました人件費や電気、ガス、水道料金等の経年増を見込んで少しずつ上昇させております。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 まず、基本的な問題として、何でここの指定管理料だけ毎年上げていくんやというか、変わるんやということが一つ。今までコロナのときやったか、多少いじったときはありましたけど、これは大体5年間ぐらいの契約をして、5年間でこれだけで指定管理料、これだけですよとやるわけでしょう、普通。債務負担行為をかけてみたいなのもありますけれども、ここだけ何でそういうことで指定管理料を毎年そのときの状況次第で上げていくということになるんだろうな。それでいいのかという問題は、これは指摘だけしておきます、取りあえず。

もう一つです。これはいつやったかな、多分令和5年ぐらいだと思いますけれども、ずっと言ってきた料金を上げと、入浴する料金を上げと言うてきて上げたと思うんですよね。多分黒字になっているというふうに思うんです。それからするとなっているというふうに思いますけれども、その辺は今後の見通しとしてはどういうふうになっているのでしょうか。

○松田義人委員長 山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

現時点では、利用料金値上げによる利用者数への影響は少ないと予想しておりまして、利用料金収入が大きく減少する状況ではないという見通しを立てております。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 そうですね。だから令和6年度の決算はまだ出てないからあれですけども、いわゆる黒字にしているわけですね。黒字で、しかし、今年分の利益の半分ぐらいでしたかね、半分を入れてもらいたいなふうになっているということらしいです。何を言いたいと言うたら黒字なんですよ。それで半分は市のほうに入れてもらうんだけど、逆に言うと半分のほうは指定管理のほうになっているわけですね。にもかかわらず、指定管理料を上げていっているというのが今の状態ということになるんだろうというふうに思いますが、実際、私どもは当初からこの問題で反対してきたというのはあるんですけども、それは1つは赤字補填するなみたいな言い方をしていましたけども、今やったら黒字なのに黒字補填、補填といいますか、入れているというのが今の現状ということになるので、それはとんでもない話ですよということなんですけども、どうも今のあれでは、5年間で多分指定管理をしているということになるでしょうから、令和9年度までのようなんですけども、ちょっとそこも含めましての話なんですけども、もう最後にしますけども、いつまでやんのということです。

○松田義人委員長 山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

和泉創発プランでは、施設利用者の推移や市営住宅の浴室の供給状況を踏まえ、令和15年度頃を目途に施設の在り方を決定するとしています。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 だからそういうことですよ。それに対していろんな意見も言ってきましたし、じゃ、途中でごつつい金の要る修理が出てきたらどうすんのよとかいろんなことを言うてきましたけど、先ほども申し上げましたが、赤字補填しないという約束の下でやってきたといいますか、ものがどんどんと崩されて、今や黒字でも補填していくといいますか、そういうふうになっているということで、これはやり方としては間違っていますよということとは

言及をしておきたいというふうに思います。

もう一つ、簡単にやっていきます。

191ページの和泉診療所の関係なんですけども、診療所等交付事務委託料というのがありますけれども、この説明をしていただけますか。

○松田義人委員長 山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

和泉診療所におきまして、普通診断書や通院・受診証明書、主治医意見書などを指定管理者に交付していただくための委託料になっております。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 ちょっと詳しくないのでよく分からないんですけども、普通診断書とか、要するに診断書をもらってということになるんだと思いますけど、こういう理解でもいいのかどうか。紹介状をもらうという言い方をしますやんか。例えば今の市民病院といいですか、あそこへ行くのにそういう診療所やら、最初から紹介状をもらっていないと、今、選定何たらというのを取られて7,000円ほど取られると。いわゆる初診みたいにされてみたいなのがあるんですけども、そういう紹介状的な証明書もこれに含まれるという意味でいいのですか。私、紹介状と言いましたが、それはちょっと正確に何て言うのかよく分かりませんが、その辺はどうでしょうか。

○松田義人委員長 山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

和泉診療所条例、そちらで診断書や証明書等を交付するときは、1通5,000円以内で規則で定める額の手数料を徴収するとなっておりますんですけども、委員が今御質問された紹介状、こちらにつきましてはちょっと規則のほうに書かれているかどうか、今確認ができませんので、はっきり申し上げることはできません。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 ちょっと中身が分かりませんが、いや、何でこんな質問したか言うたら、何だろうなというところもあって質問をしたということなんですけれども、だから多分私の言ったことは分かると思うんです。紹介状の中身的なやつというのは、そういうものがここに該当するかどうかというのは分からないということなので、それは今日のところはそうい

うふうに聞いておきますけれども、正直そういうものもあってやるんやったら、何でここだけとなりますかね、簡単に言うたら。いいんですよ。いいサービスにはなるんでしょうけどもということで言えば、また後にでも結構ですので、教えていただきたいというふうに思います。

これはそれで終わっておきます。

じゃ、清掃関係なんですけれども、192ページの。もう時間等もありますので、ごちゃごちゃ言うつもりはありませんけども、泉北環境整備施設組合が建て替えをしますよというようなことで今いろいろやられてて、そのために都市環境委員会のメンバーも含めましての話なんですけれども、いろいろ苦慮といいますか、意見も泉北環境整備施設組合のほうで出しているということにはなるんですけれども、私はもう一々いろいろと言うつもりはないんですよ、今3か所ほど移転場所の地域が指定されて、それを探しに行って、評価の点数も出てということで、じゃ、それでどうするという話が出てないんだろという後先がまるで逆やろうというのがもともとからの私の意見でもありました。

今日は、別に今は市長が施設管理者ということになるんですけども、ただこれは泉北環境整備施設組合の議会とは違いますので、ここで市長がそれ以上のことを言うことやこしいので、わざわざ市長には何うつもりはございませんけれども、簡単に私はそういう認識で今の現状おるんですけども、今、泉北環境整備施設組合はどの施設をどこの場所に整備するかという問題なんですけれども、どこまで決まっているんでしょうか。今の現状を先に分かれば答弁願います。

○松田義人委員長 環境政策室生活環境担当、泉池課長。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

泉北環境整備施設組合第3回定例会の後に開催されました議員全員協議会において、管理者である辻市長から、立地等の決定に当たっては立地検討委員会からの答申及び議会の御意見等を総合的に勘案し、その立地や施設規模等をお示ししてまいりたいと考えておりますと答弁しておりますとおり、現時点において次期中間施設であるごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化センターについて、どの施設をどのくらいの規模でどこの場所に整備するかについては決定されておられません。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 そうですよということ、まずそこを決めなあかんのちゃうかというのが

私の意見なんですけども、立地検討の検討委員会というのがあったといいますか、今もやっているのかどうか知りませんが、やっていたわけで、じゃ、この立地検討の委員会というのは、これは泉北環境整備施設組合の委員会なんですけども、そこで土地を探しに行ったといいますか、点数をつけたわけなんですけど、何の土地を探しに行ったというのが正直聞きたいところで、それで、この委員の一人でもあります森吉副市長がそれに参加をしていると思うんですね。だからその辺はどういうつもりでと言ったらおかしいですけど、その辺の立地検討をされたのかというところを答弁願います。

○松田義人委員長 森吉副市長。

○森吉 豊副市長 副市長、森吉でございます。

まず、泉北環境整備施設組合の附属機関でございます泉北クリーンセンターの整備基本計画の策定委員会の委員として参加しておりますし、また、立地検討委員会の委員としても関わってまいりました。

ただいまの御質問、ちょっと分かりづらいんですけども、施設の規模ですとか、内容が決まっていないのに何の立地を検討してきたのかというような観点での御質問かなというふうに認識しまして御答弁させていただきますけれども、まず、今申し上げました基本構想の策定委員会、ここではごみの焼却施設、それから資源化センター、それと粗大ごみの処理施設、この大きな3つの施設の建て替えに加えまして、カーボンニュートラルという観点も含めまして最適な処理システムや施設の移設も含めた候補地の選定方法、次に事業スケジュール等の基本方針、また、施設整備に最も望ましい用地の選定について検討するとともに、多面的価値を生み出す廃棄物処理施設の整備、これは多面的価値を生み出すといいますのはごみの焼却だけではございませんでして、そこで発生します熱エネルギー、CO₂、メタンガス、そういったものの利活用、これらを含めました基本構想を策定してきたところでございます。そしてこの中でおおむね必要とされる面積についても、一定の面積が示されてきたところでございます。

次に、立地検討委員会のほうにつきましては、候補地が3か所ございましたので、それぞれ防災面、立地環境、それから経済性、これに加えまして施設の利活用を含めまして評価基準ですとか、その評価について基本構想を基にいたしまして合議制での最も望ましい建設用地を比較検討してきたところでございます。

なお、この立地検討の議論の中で、適正な施設規模ですとか、現有地におけるリサイクル施設、資源化センター、これの現有地での増築及び活用等について、今後、精査検討を促す

ような文言を答申に付け加えていただけるように提言いたしまして、最終の提言には盛り込んでいただいたという、こういった経緯もございます。

以上です。

○松田義人委員長 原委員。

○原 重樹委員 意見だけにしておきますけど、流れからしたら間違いなく基本構想、これは泉北環境整備施設組合の今回の建て替えの基本構想があって、委員会も設置されて、その基本構想の中身というのは全部移転ですから、全部移転させると。それで土地を探しに行ってしまうということになって今があるんですけども、しかし、いろいろ今までからうわさ話としては、いや、全部じゃなくて焼却炉だけやろうとかいろんな言い方もされたり、それで現地でのがなかなか検討がされてなかったりということが来ているんですけども、ここまで来ちゃっている。

言いたいのは、後先というのは何を移転させるかをやっぱりきちっと先に決めるべきやと、移転させるさせないも含めての話ですけども。でないと、一生懸命土地を探しに行っても何平米かもはっきりしないわね、簡単に言えば。大体基本構想で私行ってましたから知ってますけど、3.3ヘクタールという、これは、でも全部CO₂対策も含めて全部です。全部で出されていたのがその中身だと思いますけれども、そういう意味で副市長にもいろいろ意見は言っているということは分かりますけども、基本をまず決めないことには何をしているこっちやか分からんといえますか、もうそういう状況に今なっているのではないかというふうに思います。

ここは市長、市長に求めないですけども、聞いていますか。別に答弁を求める気はありませんけども、6月が市長選挙なのでそれが終わったらいっぱい出てくるのかという感じはしますけども、その辺はしますけど、ただ本当にそういうことをはっきりさせずに、逆に言うたらパブリックコメントもやったようですけども、何のパブリックコメントをしてんのやと、逆に言えば。そういうふうになってしまっていますし、そこは市長を含めて、副管理者を含めて、3市長さんの合意、それも含めての話なんですけども、その基本的な方針を決めてからいろんなことをしないと、逆に言ったら今やっていることが物すごい無駄な話になりかねないということです。

もう終わりますけど、今いろんなところではここまで何でこんなんせないかんのと、前の管理者のこともあって。やっぱり何かもらってんちゃうかとかいうようなうわさ話も今出るようになっています、はっきり言うて。もうそういうふうになっている。あるいは

もう一つ、これは組合ですからあれなんですけれども、それで市長は管理者ということになっていますけど、本当に今のやり方を見とったら、いわゆる泉北環境整備施設組合そのものをコントロールできてんかというような話までいろんな形で出てくるというのが今の現状なので、そこは基本中の基本を早いことを決めて、それで、さあどうしようということをしきちっとしていくべきだろうと。泉北環境整備施設組合の議会ではないので、市長にはもう伺いませんでしたけども、そういうふうになっていますよということを含めて、後先が反対でまずは何をどうするという方を方針的にきちっとすべきだということは申し上げておきたいというふうに思います。

最後、ごみ袋の問題がありますけど、これはもう質問は結構です。言うてみたら安くせえ、原価に戻せということをして、改めて言いたかったということなので、そこはもう言ったということかどうか、答弁はもらえませんが、その要望だけはしておきたいと。

私の質問はこれで終わります。

○松田義人委員長 委員会の途中でありますが、お昼のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時57分休憩)



(午後1時00分再開)

○阿部 博副委員長 午前に引き続き委員会を開きます。

他に質疑の発言はございませんか。

森委員。

○森 久住委員 はい、ありがとうございます。五月会の森です。

2点質問させていただきます。

1点目は、151ページ、生活困窮者自立支援事業、18負担金補助及び交付金、居住支援事業負担金、2点目は、179ページ、1の医療扶助費等について質問をさせていただきます。

まず初めに、1点目ですが、まず、居住支援事業の内容についてお聞きします。

○阿部 博副委員長 暮らしサポート課、角井課長。

○角井志津市民生活部暮らしサポート課長 暮らしサポート課長の角井です。

居住支援事業は生活困窮者自立支援法の枠組みの中で実施している事業で、住居のない生活困窮者であって所得が一定水準以下の方に対し、一定期間に限り宿泊場所の提供や衣食の

供与等を実施するものです。

なお、令和6年度までは、本事業は一時生活支援事業という名称で実施しておりますが、令和7年度からは法改正の関係で事業名が変更になっているものです。

以上です。

○阿部 博副委員長 森委員。

○森 久住委員 はい、ありがとうございます。

では、この事業の過去3年間の実績をお聞きます。

○阿部 博副委員長 角井課長。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

実績につきまして、令和4年度は利用者数14名、宿泊施設延べ利用日数219日、令和5年度は利用者数18名、宿泊施設延べ利用日数251日、令和6年度は上半期実績として利用者数9名、宿泊施設延べ利用日数116日となっており、令和6年度においても例年並みの推移となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 森委員。

○森 久住委員 はい、ありがとうございます。実績を聞くと想像より対象者が多いなというふうに思います。

まず、具体的にどのような理由で住居を失って、この事業の対象者となるケースがあるのかをお聞きます。

○阿部 博副委員長 角井課長。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

本市においては、家賃滞納により賃貸住宅を強制退去になったケース、離職に伴い社員寮を退去したケースなどが中心となっております。

路上生活者、一般的にホームレスと言われる方々についても本事業の対象者であり、路上生活者がいるので支援してほしいという連絡も過去に数件把握しておりますが、現場に向かうと対象者は立ち去った後である場合が多く、実際の支援実績はございません。

以上です。

○阿部 博副委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

ホームレスという言葉、その認識がちょっと私なんか違って、予算の勉強会のと

きに浜田議員のほうから、ホームレスとはどのような状況を言うかという質問をしたわけですね。そのときに今お答えの内容が返ってきたわけですが、ちょっと私、ホームレスの認識が違ってとんでもないことを言うてしまいまして、ちょうど立花部長が勉強会で前におりまして、ホームレスに立花部長似てるよなと言うてしまうたんです。これはその後、北橋さんがモラハラや言うてすぐ対応してくれたんですけど、実はそこで勉強会が終わったんですけども、本当はその後私がお話しをしたかったことがあるんです。

どういうことかと言うと、大学の卒論に心齋橋の商店街に1時になったら段ボールを持って現れるホームレスさんが結構おったんです。その内容をいろいろ知りたくて卒論に書こうと思って弟子入りしたんですよ、ホームレスさんに。そしたら説教されまして、おまえ、大学生やのに何でそんな俺の弟子になるねん言うていろいろな話をしたときに、その人は何を言うたかと言うと、実はわしは箕面の会社の社長やという話になりまして、社長が何でこんなところにおるんですかという話をしたら、いや、ここが人間として一番人が分かるところなんやということで、ホームレスという家をなくした人たちというその立場に立って物を見るということをそこで痛感したんです。

何で立花部長の話が出たか言うたら、その人の風貌がそっくりやったんです。だからそのホームレスの内容を聞いたときに立花さんの顔を見て、うわっと言うて大学のときのことを思い出しまして、だから立花さんがホームレスのよく似た人を見たことがあると言うてしまったんです。そこで大変申し訳なかったなというふうに思って、この場でちょっと謝罪をせないかなということでもあります。決して立花さんのホームレスしている姿を見たということではありませんので、了承いただきたいと思います。

ちょっと余談になりましたけど、そういうようなことでいろいろ人の目がどのように見ているかということを痛感した時代がありましたので、ちょっとホームレスということに対してはいろいろ考えるところがありまして、先ほどのお答えの中でも、ちょうどらぼ一との橋の下でホームレスがおるよと私も見たんですけど、実際に行くといないんですね。でもまたいてるんですよ。だからその人はどこにどうして生活しているんだろうかなといういろいろなことを思うので、担当課としたらそういうような形で情報が来たらできるだけの対応をしていただきたいと思いますというふうに思います。

少し長くなりましたけど、この質問はこれで終わります。

続きまして、2問ですが、179ページ、医療扶助費等についてお聞きしたいと思います。

決算書179ページ、生活保護等事業についてお伺いしたいと思います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

まずは対象者が増えているか、そして生活保護の直近3年の保護世帯数と保護人員数、または今年度の状況についてお聞きしたいと思います。

○阿部 博副委員長 生活福祉課、森口課長。

○森口昌彦福祉部生活福祉課長 生活福祉課長の森口です。

令和4年3月末で保護世帯数2,818世帯、保護人員数3,697人、令和5年3月末で保護世帯数2,777世帯、保護人員数3,614人、令和6年3月末で保護世帯数2,784世帯、保護人員数3,580人です。

また、今年度につきましては、令和7年1月末で保護世帯数2,792世帯、保護人員数3,563人で、世帯数で8世帯の増加、人員数で17人の減少となっており、世帯数は微増傾向ではありますが、人員数については微減傾向となっています。

以上です。

○阿部 博副委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

それでは、職員体制とケースワーカー1名当たりのケース数をまずお聞きしたいと思います。そしてまた、標準数に対してケースワーカーと査察指導員の不足数をお聞きします。

○阿部 博副委員長 森口課長。

○森口昌彦福祉部生活福祉課長 生活福祉課長の森口です。

職員体制につきましては、課長2名、課長補佐2名、総括主幹1名、査察指導員4名、ケースワーカー28名、経理担当1名の計38名体制となっております。

次に、ケースワーカー1名当たりのケース数ですが、令和6年度当初は99ケースです。ケースワーカーの標準数は、社会福祉法第16条に基づく被保護世帯80世帯につき1名、査察指導員の標準数はケースワーカー7名につき1名であることから、現時点でのケースワーカーの不足数は6名、査察指導員の不足数は1名となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。職員体制とかケースワーカー不足と、しかしながら、この現状の中でどう対応していくかというのは厳しいと思いますけれども、全うしていただきたいというふうに思います。

次に、医療扶助費について、令和6年度と比較して6億7,700万円程度を増額しているわけですが、増額の要因についてお聞きします。

○阿部 博副委員長 森口課長。

○森口昌彦福祉部生活福祉課長 生活福祉課長の森口です。

医療扶助費の増額の要因としましては、令和5年5月8日よりコロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられ、国の公費負担がなくなったこと、また、5類感染症に引き下げられたことから受診控えが緩和され、通院や入院が増加傾向にあること、加えて、令和6年6月より診療行為に対して医療機関に支払われる診療報酬が改定され、増額となったことが要因と分析しています。

以上です。

○阿部 博副委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。医療扶助費の増額の要因については、今お話を聞きました。生活保護受給者の方は、何らかの疾病により医療を受ける必要があるということも理解できました。

それでは、医療扶助費の増額を少しでも抑制するためにどのような取組を行っているのかをお聞きします。

○阿部 博副委員長 森口課長。

○森口昌彦福祉部生活福祉課長 生活福祉課長の森口です。

まず、医師がジェネリック医薬品を使用することができると認めたものについては、原則としてジェネリック医薬品を使用することとし、おくすり手帳を活用した使用促進を行い、薬価の抑制に努めています。

また、薬物有害事象の発生を防止し、医療扶助の適正運用をめざす取組として、複数の医療機関で同じ薬剤または同じ効果の薬剤を使用していると思われる方に対して、担当ケースワーカーから状況確認や指導を行っています。場合によっては医療機関や薬局等に協力を依頼し、重複・多剤投与の解消に努めています。

次に、同一傷病について、一定の回数以上に診療行為を受けている頻回受診と呼ばれる方に対しても指導を行っています。

最後に、医療行為を受ける前の予防についても重要と考えています。生活保護受給者の約8割以上が何らかの疾病により医療機関を受診しており、糖尿病、高血圧症または脂質異常症のいずれかに罹患する人が受診者の約4分の1を占めるなど、医療を必要とする受給者が多く、また、適切な食事習慣や運動習慣を確立している世帯の割合も一般世帯より低く、このように生活保護受給者は健康上の課題を抱える方が多いにもかかわらず、健康に向けた諸

活動が低調な状況にあります。

そのため、生活習慣病の予防、重症化予防の推進、適正な生活習慣の確立に取り組む等、レセプトデータ等を分析し、個別支援計画の策定と支援の実施等を行う被保護者健康管理支援事業を展開しています。以上のような取組により医療扶助の適正運営をめざし、医療扶助費の抑制に取り組んでいます。

以上です。

○阿部 博副委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

それでは、医療扶助費以外の状況についてお聞きます。

○阿部 博副委員長 森口課長。

○森口昌彦福祉部生活福祉課長 生活福祉課長の森口です。

生活扶助費は約2,600万円の減額、生業扶助費は約300万円の減額、保護施設費は約290万円の減額となっています。

以上です。

○阿部 博副委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

医療扶助費以外は減少傾向にあるということは確認できたわけですが、中でも生活扶助費が減額しているようですが、特に今年度力を入れた取組についてお聞きます。

○阿部 博副委員長 森口課長。

○森口昌彦福祉部生活福祉課長 生活福祉課長の森口です。

扶助費の抑制のためには、生活保護から自立していただくことが特に重要と考えております。そのため今年度は特に就労支援に力を入れて取り組みました。内容といたしましては、令和5年度及び令和6年度に支援対象としたものについて、今年度より新たに配置した就労支援員及び担当ケースワーカーが支援を行いました。就労支援員は就労に関する全般的な相談を受け、市としては求人情報の提供、その他のアドバイスを行います。本人の気持ちに寄り添うよう心がけ、適宜ケースワーカーと協力し支援します。本人の自信につながるよう面接の練習を行ったことで就労できたケースや、何十年も就労できていなかった方が就労できたといった喜ばしい事例もありました。

実績としましては、令和7年2月27日時点で今年度は108人を支援し、49人を就労につなげることができました。

以上です。

○阿部 博副委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。内容は分かりました。今後の動向を見守りたいというふうに思いますので、質問を終わります。

ありがとうございました。

○阿部 博副委員長 他に質疑の発言はございませんか。

飯阪委員。

○飯阪光典委員 大阪維新の会、飯阪です。

7点質問をさせていただきます。

ページ数、155ページ、障がい者自立支援地域生活支援事業、19扶助費、日中一時支援費について、2点目、159ページ、高齢者生活支援事業、おでかけ支援チケットについて、3つ目、161ページ、老人集会所管理運営事業、14工事請負費、（仮称）はつが野老人集会所整備工事費について、4点目、173ページ、保育所等運営事業、1報酬、新園事業者選考委員会委員報酬について、5つ目の183ページ、母子健康教育相談事業、12委託料、産後ケア委託費について、6点目、191ページ、感染症予防対策事業、12委託料、高齢者用带状疱疹予防接種委託料について、最後7点目、195ページ、塵芥収集運搬事業についてお伺いをいたします。

それでは、まず1点目、予算書155ページの日中一時支援費についてお伺いをいたします。

まず、この日中一時支援費とはどのような制度なのか。また、今回、前年度予算から増額された理由についてお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 障がい福祉課、黒川課長。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長 障がい福祉課長の黒川です。

日中一時支援事業は、日中に支援する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業です。

前年度から増額された経緯につきまして、令和5年12月25日開催の和泉市障がい者地域自立支援協議会において18歳以上の障がい者が日中活動系サービスを利用した後、家族等が就労を終えるまでの見守りを行うことができないため、余暇活動支援の充実について協議されてまいりました。それを受け、市としては、家族等が日中に不在等の理由により一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の活動の場を確保する本事業の利用拡大について検討して

まいりました。

具体的には、これまで日中一時支援の事業所の指定要件は短期入所事業所のみを対象としておりましたが、特に重度障がい者については、支援者のいる環境が必要であることを踏まえ、今回そのノウハウを持つ生活介護事業所を指定要件に追加して日中活動の支援ができるよう、その予算を計上しているものでございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。日中一時支援とはどのような制度なのか、そして増額された理由についてお伺いをさせていただきました。

それでは、このサービスを利用すると想定している人数と予算の積算根拠についてお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 障がい福祉課、黒川課長。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長 障がい福祉課長の黒川です。

想定する利用者数については、昨年10月に市内相談支援事業所にアンケート調査を実施し、現在、生活介護を利用し、かつ利用できる日中一時支援事業所が見つからないと回答した方が18名おられ、これらの方が利用につながるものと見込んでおります。

予算の積算根拠については、令和6年度の日中一時支援の利用者数が約20人となっており、新たに利用される方が約20人追加される見込みであることから、令和6年度決算見込額の約400万円を倍増し、800万円を計上したものです。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

この本制度は、他市では本市に先駆けて実施されている制度でもありました。本市では第5次総合計画の中にも具体的な取組として、障がい者とその家族への支援体制の充実として挙げられております。今後もしっかりと対応いただくことは当然のことながら、表面的に目立つ分野での和泉発日本だけではなく、障がい福祉の分野での和泉発日本をしっかりとめざしていただき、誰も取り残さない和泉市をめざしていただきたいことを要望させていただきまして、この項については終了させていただきます。

続きまして、2点目の159ページ、高齢者生活支援事業、おでかけ支援チケットについてですが、これは午前中、埴田委員、大浦委員、原委員からそれぞれ質問等々ありまして、ほ

ぼぼの部分が重なりますので、この項目の中で12委託料についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

この12委託料、高齢者おでかけ支援事務委託料108万円を計上されておりますが、その内容についてお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 高齢支援担当、田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

委託料の内容ですが、利用されたチケットについて、誰がどのような目的で何を利用したかなどの利用実績の消し込み作業を大阪府シルバー人材センターに委託しているものです。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

シルバー人材センターさんに委託をしているということで、委託については理解をさせていただいたんですが、先ほど午前の質問の中でもありましたように、これはおでかけ支援事業そのものを早ければ令和8年度に大幅に見直していくというような御答弁があったというふうに思いますが、これ、やはりこの事業を近い将来大幅に見直すのであれば、この利用実績のデータ化の委託というのが無駄になるのではないかというふうに思うのですが、その点についてお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

事業開始当初から利用者からの問合せに対応する必要もあることから、利用実績のデータを取り続けております。また、本事業だけではなく、今後、高齢者施策の参考になる可能性もあることから、データ化は必要だと考えております。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

このおでかけ支援事業以外で利用できるデータになるのかなというふうなことで、可能性があるということでデータ化を行っていくということですが、やはりこの予算というのはしっかりと将来を見据え、要望していく必要があるのではないかというふうに私は思っております。本事業は近い将来に大幅な見直しをかけるというのであれば、その見直しに向けて必要な予算措置を心がけ、限りあるこの財源をいかに有効に使うか考える必要があるというこ

とは指摘をさせていただきまして、この項についても終わらせていただきます。

次に、161ページ、老人集会所管理運営事業で（仮称）はつが野老人集会所整備工事費が計上されておりますので、それに関連し、本市の老人集会所全般に係ることについてお伺いをさせていただきます。

それでは、まず、老人集会所を建設するに当たり、床面積等、基準を定められているのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○阿部 博副委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

過去に建設した老人集会所の規模を基に、床面積につきましては165平米を目安として考えております。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

今の御答弁にありましたように、目安という御答弁であくまで内部的な取決めであり、明確な基準があるとは言えないのではないのでしょうか。本来ならば想定される利用者の人数や今後の利用者推計等を基に基準をしっかりと定める必要があると思います。

それでは、次に、老人集会所の利用対象者についてお伺いをさせていただきます。

○阿部 博副委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

老人集会所は高齢者以外でも利用できるよう、平成31年に条例改正しております。また、高齢者の健康増進や地域交流活動の促進に資するための施設であるため、高齢者の方が優先ではあるものの、幅広い方に利用していただくことができるようになっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 たしかこれは条例改正時、平成31年ということですか。条例改正時にこの名称についても議会のほうで様々な意見があったことを覚えておりますし、条例上は幅広い世代に利用していただけるようになっているかもしれませんが、実際はいろんな世代が本当に利用しているのか疑問に思っております。聞く話ですが、なかなか使いづらく、市が望むような形で利用はされていないのではないのでしょうか。また、一度建設すると当然のように維持管理費用がかかってきます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

そこで、次に、維持管理についてお伺いをさせていただきます。

誰がどのような形で老人集会所の維持管理をされているのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○阿部 博副委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢者担当課長の田山です。

老人集会所の維持管理につきましては、校区の老人クラブに指定管理者制度でお願いしております。

また、必要な備品の購入並びに大規模な修繕等は市が直接行っております。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

老人集会所を建設するには、設計費や備品購入を含めると約1億円近くになります。また、長期にわたり維持管理費用もかかってくることを踏まえると、市負担が相当なものになると考えられます。

ここで、市として今後、老人集会所をどう展開していくのか、どのようにこの老人集会所という建物そのものをどうしていくのか、方向性やビジョン等があればお示してください。

○阿部 博副委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢者担当課長の田山です。

公共施設等総合管理計画でも記載のとおり、今後の老人集会所整備につきましては、近隣集会所等との併用、複合化など、サービスの維持を念頭に様々な在り方の検討を進めてまいります。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 老人集会所整備については、近隣集会所等との併用、複合化等サービスの維持を念頭に在り方の検討を進めていただけるとの御答弁でした。

それでは、その検討した結果をお示ししていただける具体的な時期はいつ頃になるのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○阿部 博副委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢者担当課長の田山です。

令和7年度と8年度の2か年にかけて作成する第2期個別施設計画に含めて検討してまい

りたいと考えております。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

今の御答弁では、令和3年から令和8年にかけての第1期の個別施設計画に引き続き、令和9年からの第2期個別施設計画に記載されてくるのかなというふうに思いますが、しっかりと施設の在り方、そして本市の方向性について明確に次期FMに記していただき、将来に負担を残さない設計図を描いていただくことを要望させていただきまして、この項についても質問を終了させていただきます。

続きまして、4点目、予算書173ページ、1報酬の新園事業者選考委員会委員報酬の概要についてお伺いをさせていただきます。

○阿部 博副委員長 幼保担当、北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

本市の中部地域での待機児童の状況や今後の教育・保育サービスの量の見込みなどを踏まえ、中部地域における新たな民間の認定こども園運営事業者の選考を行うための委員報酬となります。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。この中部地域での待機児童の状況や今後の教育・保育サービスの量の見込みなどを踏まえ、中部地域における新たな民間の認定こども園運営事業者の選考を行うための委員報酬ということでした。

それでは、まず、運営事業者の選考委員会の委員構成についてお伺いをさせていただきます。

○阿部 博副委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

民間認定こども園の事業者選考委員会の委員構成は、現在の和泉市事業者選定委員会規則において、児童福祉及び社会福祉の分野において専門知識または経験を有する者、公共的団体代表者、会計及び経理事務に関し知識または経験を有する者、市の職員となっており、委員定数は7人以内となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。選考委員の構成について今お伺いをさせていただきました。確認をさせていただきました。

認定こども園の運営事業者を選考するに当たり重要となるのは、保護者が安心して利用できる施設とするために継続的に安定した運営を行うことができ、かつ質の高い魅力的な教育・保育を提供できる事業者を選考することだと考えております。そのために既存のしがらみによって適切な意思決定が妨げられることがないように、市から一定の距離があり、客観的な選考が行える外部の方が委員の中心となることが望ましいと考えております。この点でいうと、委員構成のうち市の職員について疑問を感じるころですが、この点について市の見解をお聞かせください。

○阿部 博副委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

これまでの民間認定こども園の運営事業者の選考委員会では、保育現場にいる者の視点が重要と考え、現場の公立園の園長が委員となるよう市の職員を規定してきたものですが、今回の選考委員については、公立園の園長だけでなく、その他の委員も含め、これから調整する予定としております。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

委員構成については、市の職員として保育現場をよく知る園長を選んできたということも理解はいたしますが、今回の選考委員についてはこれから調整をされるとのことですので、市民から疑義を抱かれることのない、しっかりと説明責任を果たせるような委員構成を御検討願います。

それでは、最後にもう一点お伺いをさせていただきます。

現在、特に中部地域において入所できていない方も多く、私も一定の対策は必要と認識しておりますが、新園の開設について否定するものではございませんが、10年か20年後か分かりませんが、いずれは利用する児童が減り、保育施設が余ってくるときが必ずやってくると考えております。そのいずれ来るべきであろう将来を考えたとき、和泉市ではどのような対応を取っていこうと今考えているのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○阿部 博副委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

まず、現在本市では、就学前児童が年々減少している中、保育施設を希望する方は増加傾向にあり、本年度末に策定予定の（仮称）和泉市こども計画において、その計画期間中である令和7年から11年の間にピークを迎え、その後は減少していくと見込んでおります。しかしながら、その減少については微減であり、中部地域においては引き続き供給体制が不足するものと見込んでおりますので、今回、民間認定こども園を開設することを計画するものでございます。

今後は、就学前児童数や保育ニーズ、民間園などの整備状況等を見極めつつ、引き続き公立保育所・公立幼稚園の在り方及び公立保育所・公立幼稚園の在り方に基づく整備方針に基づき、公立園の認定こども園化・拠点園化を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。市としての今後の対応、今の考えをお伺いさせていただきます。

今後も引き続きこの就学前児童数や保育ニーズ、そして民間園等の整備状況等を見極めつつ公立園を認定こども園化、そして拠点園化することにより対応していくということで、利用児童の減少によって保育施設が供給過多になる場合は、公立園を縮小していくということで理解をさせていただきました。

ただ先日もニュースとなりましたが、この少子化は予想よりも早く、15年も早く進行しているということがニュースでも報じられておりました。待機児童や保留児童などは保育施設に入所できない方を減らす対策と、将来的に施設が過剰にならないような対応と、この両方がどちらも重要なので、難しいとは思いますが、うまくバランスを取りながら保育施設の適正配置に取り組んでいただくことを要望させていただき、この質問は終了させていただきます。

続きまして、183ページ、母子健康教育相談事業の産後ケア委託料についてお伺いをさせていただきます。

産後ケア事業は、出産後、乳児が4か月になるまでの期間、産後のお母さんの健康管理や心身のケア、育児指導などを宿泊または日帰りにより実施医療機関で利用できるものと認識をしております。令和6年度予算額が490万9,000円でしたが、令和7年度は930万7,000円と大幅に増加しております。その理由についてまずお伺いをさせていただきます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○阿部 博副委員長 健康増進担当、藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

産後ケア委託料を増額した理由は、令和6年度から産後ケア事業を利用できる対象者の要件が変更となり、今年度予算額を超える利用があり、令和7年度予算を増額しています。

令和5年度までは、産後に心身の不調がある、家族等から十分な育児及び家事などの援助が受けられないなど、支援が必要な母子を対象としていましたが、令和6年度からは要件が緩和され、休息目的でも利用が可能になったことから利用者が増加しています。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。予算の増額理由については分かりました。

それでは、その委託先となる実施医療機関の状況についてお伺いをさせていただきます。

○阿部 博副委員長 藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

本事業の委託先は、昨年度までは大阪母子医療センターと府中病院の2か所でしたが、現在は、市内では大阪母子医療センターと助産院2か所、市外では高石市立母子健康センター、堺市南区の産科医療機関4か所で計8か所となっています。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。2か所から8か所へと助産院を含め産後ケアを受けられる実施医療機関が増えていることについては、今確認をさせていただきました。利用者にとっては、この選択肢が広がり、喜ばしいことだと考えております。

それでは、どのような基準でこの委託先を決められているのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○阿部 博副委員長 藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

委託先については、利用者が多く見込まれるところと考えており、市内の医療機関及び助産院をはじめ、市外では公立の医療機関や分娩の取扱いがあり、妊婦健診及び産婦健診の利用者が年間10人を超える医療機関等を基準にしています。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。本市の産後ケア事業の委託先決定基準について確認をさせていただきました。先ほども述べさせていただきましたが、利用者の選択肢が広がることは非常に素晴らしいことだと考えますので、順次拡大をしていただけることを期待しております。

最後に、お伺いをさせていただきたいのですが、妊婦さんでは、やはり正常な形で出産をされた方と、そして流産・死産をされたお母さん等々、様々な方がいらっしゃると思います。流産・死産されたお母さんへの対応についてどのようになっているのか、その点についてお聞かせください。

○阿部 博副委員長 藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

流産・死産の方につきましても、保健師のほうでそれぞれまた対応させていただきまして、また、相談機関等もございますので、医療機関とも連携を取りながら進めております。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。これはちょっと突然聞かせていただいたんですけど、この産後ケアの中には、先ほど言いましたように、本当に様々なお母さんが対象として含まれてくると思いますので、この流産・死産をされたお母さんへもしっかりとしたケア、そして産後ケアを行っていただいて、全てのお母さん方が出産に対して、そして子育てに対してしっかりと向かい合える、そんな環境をつくっていただきたいというふうに要望させていただきます。

それでは、次に、191ページ、感染症予防対策事業の高齢者用带状疱疹予防接種委託料についてお伺いをさせていただきます。

これは午前中、大浦委員からもこのワクチン接種について質問がありましたが、少し違う観点から質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この令和7年4月から高齢者対象の带状疱疹予防接種が定期接種されますが、当初5年間は65歳以上の方を5歳刻みで5年間かけて接種対象とする経過措置の実施が決まっております。もしその5年間のうち一度だけめぐってくるこの定期接種の機会を逃してしまった場合、どのような対応になるのかお伺いをさせていただきます。

○阿部 博副委員長 予防推進担当、山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

定期接種は接種対象となる年の4月から翌年3月末までの1年間受けることができるものですが、万が一、年度内の接種機会を逃してしまいますと、接種費用を全額自己負担の任意接種で受けていただくことになります。市では、定期接種の機会を逃すことのないよう、接種対象者には毎年4月に個別通知を郵送するとともに、広報紙やホームページ等でも周知をしてまいります。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

市が周知に努力されるのは分かりましたが、高齢者肺炎球菌ワクチン等でも同じだったと思うんですが、機会を逃してしまう方は一定数発生するだろうというふうに思われます。万が一そういった場合に市として何か救済措置は検討しているのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○阿部 博副委員長 山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

市では、救済措置の実施は予定しておりませんが、過去の例を見ますと、带状疱疹予防接種と同様の制度設計である肺炎球菌予防接種が定期接種化されたとき、当初5年間で終わる予定であった経過措置を国が5年間延長した経緯がございます。現時点で必ず延長されるとは断言できませんが、可能性の一つとして考えられるものでございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

今回、65歳以上の方が定期接種の対象となるのですが、働き盛りの若年層の方もこの带状疱疹に感染するということがよく報告されておりますが、この若年層の方を接種対象者として市独自で補助する考え等についてお伺いをさせていただきます。

○阿部 博副委員長 山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

市では、定期接種については市独自の補助は実施しておらず、带状疱疹予防接種についても同様に市独自の補助を行う考えはございません。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 それでは、最後にお伺いをさせていただきます。

今の御答弁で、この定期予防接種については、市として独自の補助は実施していないということでした。その理由と他市での状況、他市での独自接種補助等の例はあるのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○阿部 博副委員長 山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

市が行わないというのは、定期接種そのものは国のほうで専門的な医師の知見を基に定期接種制度が決められております。それを覆してそれを上回るような知見が市ではちょっとなかなか根拠づけることが難しいのかなということもありまして、市独自の補助はこれまでできておりません。

また、他市につきましては、今回、定期接種というのが4月から全国的に行われるように国の制度になったんですけれども、大阪府内で1市だけ、記憶はしておりませんが、1市だけ先行して市独自の補助を始めようとしていた市があったと記憶しております。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

定期接種に関しては様々な御意見等々もあるとは思いますが、やはりこの带状疱疹というのが今非常に注目されている病気でもありまして、体の中にできたり、そして外にできたり、いろんなところにこの带状疱疹というのができてきて非常に辛い病気だというふうにお伺いをさせていただいております。

そんな中、やはり市として決められたことだけをするのではなく、しっかりと市民の皆様方に寄り添っていく、そしてこういった带状疱疹という新たな病といいますか、そういった病気に対してもしっかりと立ち向かっていける、そんな環境を構築していただきたいなというふうに考えておりますので、先ほど突然お聞きしましたが、独自の補助等々が実現すればいいなというふうに思っておりますので、ぜひ御尽力いただければというふうに思います。

この項は終了させていただきます。

それでは、最後にお伺いをさせていただきます。

195ページ、すみません、193ページですかね。塵芥収集運搬事業に関連してお伺いをさせていただきたいと思っております。

この項について、家庭系日常ごみについて数点お伺いをさせていただきます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

これは午前中、原委員からも最後に少しだけ指摘があった項目ですが、かぶる点もありますが、少し指摘をさせていただきたいなと、私からも質問させていただきたいなと思います。お願いいたします。

それでは、初めに、有料指定ごみ袋の処理手数料収入の推移、有料指定ごみ袋の作成費や保管配送費や販売委託料等の関連経費及びその差引きされた後の金額について、過去3年間の実績をお伺いさせていただきます。

○阿部 博副委員長 生活環境担当、泉池課長。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

有料指定ごみ袋の処理手数料収入、関連経費及び差引き後の金額は、令和3年度、手数料収入が2億6,823万2,700円、収集運搬費を除いた関連経費が9,547万3,415円、差引き後の金額は1億7,275万9,285円です。令和4年度は、手数料収入が2億6,942万9,350円、収集運搬費を除いた関連経費が1億1,988万4,075円、差引き後の金額は1億4,954万5,275円です。令和5年度は、手数料収入が2億6,013万3,400円、収集運搬費を除いた関連経費が1億2,601万3,720円、差引き後の金額は1億3,411万9,680円です。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。年間で約2億6,000万円の処理手数料として歳入され、関連経費を差し引いた後の金額が約1億5,000万円残っているということは分かりました。

次に、平成27年10月から家庭系日常可燃ごみの有料化が始まったと認識しておりますが、有料化を始めるに当たってのきっかけについてお伺いをいたします。

○阿部 博副委員長 泉池課長。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

本市では、ごみ減量とリサイクルの促進、排出抑制努力の公平性、泉北クリーンセンターへのごみの排出量の削減の3点を目的に家庭系日常可燃ごみ有料化を実施いたしました。その際の目標といたしまして、平成24年度実績の20%削減を設定し、取組を進めてまいりました。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ごみ減量とリサイクルの促進、排出抑制努力の公平性、泉北クリーンセンターへのごみの排出量の削減、この３点を目的にごみの有料化をなされたと。そしてその目標値として平成24年実績の20%削減を設定し、取り組まれてきたということは理解をさせていただきました。

それでは、御答弁いただきました平成24年度実績の20%削減の目標設定について、この達成率を過去３年間お伺いいたします。

○阿部 博副委員長 泉池課長。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

平成24年度の家庭系日常可燃ごみの搬入量が３万3,673トンでございまして、その20%減である２万6,938トン为目标として設定いたしました。令和３年度の日常ごみの搬入量は２万7,924トンで、平成24年度比17.1%の減、令和４年度の日常ごみの搬入量は２万6,986トンで、平成24年度比19.9%の減、令和５年度の日常ごみの搬入量は２万5,953トンで、平成24年度比22.9%の減となりました。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

今御答弁いただいたとおり、平成24年度の20%削減目標値である２万6,938トンから985トンも多く目標を達成しております。この結果は市民の皆様がこれまで以上に分別に取り組んでいただき、減量につながったものと認識しておりますが、そこで、この目標達成に係る市民の皆様への還元対策等が必要だと考えますが、その点について本市の見解をお伺いさせていただきます。

○阿部 博副委員長 泉池課長。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

令和５年度の日常ごみの搬入量は、有料化実施後初めて目標値を上回る削減ができました。これは市民の皆さんがごみの分別意識やリサイクル意識を持って取り組んでいただいた結果と考えております。

しかしながら、ごみ減量の課題は目標が達成されたからといって全てが解消されたわけではないと考えております。現状行っているごみ減量及びリサイクルの施策は継続的に行いつつ、新たなごみ減量に有効な施策に取り組むことで、さらなるごみ減量を進めることができるものと考えており、現時点で市民の皆様への還元施策は検討しておりません。

以上です。

○阿部 博副委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 非常に残念な御答弁でした。行政が実施の際に目標を設定したにもかかわらず、目標をクリアしても住民への還元は一切されない。しないばかりか明確な報告すらなされていないのではないのでしょうか。これでは負担の一方的な押しつけとなり、本市住民の皆さんにはお願いばかりし続けることになるのではないのでしょうか。やはりそうではなく、行政運営は住民の皆さんの理解の下で営まれるべきであり、その理解を求めるのであるならば、やはり施策目標が達成されれば報告・還元すべきであり、住民負担の軽減を図る必要があるということは強く訴えをさせていただきます。

以上で質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○阿部 博副委員長 他に質疑の発言はございませんか。

小林委員。

○小林昌子委員 小林です。5点お聞きいたします。

1点目、149ページ、避難行動要支援者支援事業について、2点目、155ページ、重度障がい者大学修学支援事業について、3点目、ページ157、障がい者自立支援介護等給付事業について、4点目、183ページ、新生児聴覚検査委託料について、5点目、195ページ、塵芥収集運搬事業、18負担金補助及び交付金、以上でございます。

では、1点目から行きます。

149ページの避難行動要支援者支援事業について、その事業内容についてお聞きします。

○阿部 博副委員長 福祉総務課、北橋課長。

○北橋公都福祉部福祉総務課長 福祉総務課長の北橋です。

避難行動要支援者支援事業は、地震や台風などの風水害の備えとして高齢者や障がい者など、自力で避難することが難しいと思われる人が避難の必要なときに孤立することなく、安否確認や避難支援を可能な限り受けられるよう、地域の中でふだんから声かけや見守り活動などを通して地域の力で避難体制をつくっていただく事業となります。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。

それでは、この事業の対象者となる方はどのような状況の方と考えられているのか。また、そのような方は何人ぐらいおられるのかお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 北橋課長。

○北橋公都福祉部福祉総務課長 福祉総務課長の北橋です。

避難行動要支援者として対象となる人は、入院・入所の人を除く市内在住の人で、呼吸器以外の内部障がい者のみの人を除く身体障害者手帳１級・２級を所持する人または療育手帳Ａを所持する人、または有効期限から６か月を過ぎた人は除く精神障害者保健福祉手帳１級を所持する人、または要介護認定３・４・５の認定を受けた人、加えて、自力で避難所まで避難することや避難所の場所を理解することが困難であったりする人で、避難支援等関係者が推薦する人となります。

対象者は、令和６年９月３０日時点で３,４６４人となります。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 では、具体的にどのように取り組んでいるのかお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 北橋課長。

○北橋公都福祉部福祉総務課長 福祉総務課長の北橋です。

活動内容は、まず市から対象となる方に個人情報の提供の可否をお尋ねし、個人情報の提供に同意された方の個票を台帳としてつづり、町会、自治会、民生委員児童委員、校区社協などにその台帳をお渡しし、ふだんから声かけ活動などに活用していただいています。

このように可能な範囲で顔の見える関係づくりを行ってもらい、支援者やその家族などの安否を確認の上、非常時の対応に当たっていただくことになります。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。

風水害ではある程度予測できますので、この台帳を使って事前に避難されることだと思いますが、一方で、地震はいつ来るか予測もできません。このような取組が進めば地域の防災力が高まり、住民の方も安心されることと思います。

また、要支援者自身も支援者が来てもお願いした覚えはない、誰か分からないということがないようにふだんからの受援力向上も含めて、今後もこの事業が進むことを期待いたしまして、この質問を終わります。

次に、１５５ページ、重度障がい者大学修学支援事業についてお聞きいたします。

この支援内容と事業内容、対象者についてお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 障がい福祉課、黒川課長。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長 障がい福祉課長の黒川です。

本事業は、重度障がいのある学生が就学するため、大学等が支援体制を構築するまでの間、重度訪問介護事業所のヘルパーにより、大学等に就学するために必要となる通学の支援や身体介護等の支援を提供するものです。対象者は和泉市内に居住地を有するまたは和泉市から障がい福祉サービスの支給決定を受けており、障がい福祉サービスにおける重度訪問介護の対象者、すなわち重度の四肢不自由者または重度の知的障がい者もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有することで常時介護を必要とする方となります。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 では、この事業でどのような支援が受けられるのか、サービス内容についてお聞きします。

○阿部 博副委員長 黒川課長。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長 障がい福祉課長の黒川です。

本事業で受けられるサービスの内容は、大学等への通学で必要となる移動中の介護、大学等の敷地内において食事介助や水分補給等の身体介護、授業でのコミュニケーション支援やノートテーク、授業の一環として行われる職場実習やボランティア活動等の参加に必要な支援、その他単位取得に関わる活動への支援等となります。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 では、現在この事業の利用者はどのぐらいいらっしゃるのかお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 黒川課長。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長 障がい福祉課長の黒川です。

現在、本事業の利用者数は1名です。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 現状は分かりました。

不勉強で申し訳ありませんけれども、この制度はいつから運用し、また、この制度を利用して大学を御卒業された方はいらっしゃるのかお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 黒川課長。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長 障がい福祉課長の黒川です。

本事業は、令和6年度から開始している事業でございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。失礼しました。

だから大学に1年生から入って、1年生から利用している人もこれから出てくるかも分かりませんし、広報活動というのは和泉市としてどんな方法でされている、私お聞きしましたかね。もし聞いてなかったらもう一回お願いいたします。

○阿部 博副委員長 黒川課長。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長 障がい福祉課長の黒川です。

周知方法につきましては、ホームページによる掲載やチラシを作成して計画相談事業所に配布したりという形で周知を行っております。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 じゃ、今の御説明では、関係者か当事者がこのような利用が対象になるということが分からなければ使えないんですね。制度があったとしても、現状では。例えばその方が下宿なりあるいは和泉市民の方であれば、もう少し親切な対応はできないんですか。

○阿部 博副委員長 答弁できますか。

黒川課長。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長 障がい福祉課長の黒川です。

一旦、計画相談の方とつながっている方の多い方が対象者になっているものと想定いたしますので、一定の周知は図られるものと思いますが、今後も対象者に事業の周知が届くよう広報活動については検討していきたいと思います。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 ありがとうございます。広報については検討していただけるということで、何らかの形で当事者の目に触れなくとも、その友人であるとか、関係のある方がそういう施策を和泉市が行っているということを認識していただいて、御本人にお伝えするというのもあると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

この項は終わります。

続きまして、157ページ、障がい者自立支援介護等給付費に約64億9,200万円が計上されております。この事業の過去3年間の決算額の推移についてお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 障がい福祉課、黒川課長。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長 障がい福祉課長の黒川です。

過去3年間の決算額の推移につきまして、令和3年度が約40億1,300万円、令和4年度が約43億7,600万円、令和5年度が約49億3,400万円となっております。

なお、令和6年度、現時点での決算見込額は約56億6,200万円となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。年々この費用が増えているあるいはサービスを利用される方が多くなって、当事者の方にとっては貢献しているというふうにも思いました。

では、過去3年間の障がい福祉サービスの利用者数の推移についてお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 黒川課長。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長 障がい福祉課長の黒川です。

過去3年間の障がい福祉サービスの利用者数の推移につきまして、令和3年度が1,723人、令和4年度が1,861人、令和5年度が1,990人となっております。

なお、令和6年10月時点での利用者数は1,989人となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 数が多くなることを喜ぶべきかちょっと迷いますけれども、でも制度として活用できるということが分かれば、制度を利用するかしないかの御判断は当事者の方がされたいと思いますので、ぜひ広報もしっかりとしてほしいと思っております。

では、最も利用額が大きい障がい福祉サービスの種別、その利用者数、予算額についてお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 黒川課長。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長 障がい福祉課長の黒川です。

最も利用額が多いサービスは就労継続支援B型となっており、令和6年10月時点での利用者は757人、令和7年度の予算額は約16億5,800万円となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。現場の皆さんは大変でしょうけど、しっかりとサポートをお願いいたします。

次に、183ページ、新生児聴覚検査委託料についてお聞きいたします。

新生児聴覚検査委託はいつから開始し、また、この検査を受ける時期と受診率の状況をお聞きします。

○阿部 博副委員長 健康増進担当、藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

本検査委託は令和5年度から開始しています。新生児聴覚検査はおおむね出生後3日以内に出生した医療機関または助産所で受けます。受診率は令和5年度99.7%です。令和6年度につきましては集計できておりません。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。

この制度を利用して早期発見できた事例があれば、その数をお願いいたします。

○阿部 博副委員長 藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

令和5年度の実績になりますが、精密検査の対象者は9名で、精密検査受診率は100%です。

結果につきましては、正常が7名、両側難聴が2名で、2名につきましては療育につながっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。難聴と分かれた方が治療につながっているということで、この皆さん方のお仕事が報われるように感じました。

では、最後でございます。

195ページ、塵芥収集運搬事業、18負担金及び交付金のうち、おむつ利用者用有料指定ごみ袋助成金1,472万4,000円が計上されています。この制度はいつからスタートしたか、また、スタート時からの助成金は幾らになるのかお聞きいたします。

○阿部 博副委員長 生活環境担当、泉池課長。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活担当課長の泉池です。

平成27年10月1日から実施しております家庭系日常ごみ、日常可燃ごみ有料化の実施に伴い、紙おむつ利用者用有料指定ごみ袋助成金制度を開始いたしました。事業の内容は、紙おむつ使用者のいる世帯の経済的負担の軽減を図るため、和泉市紙おむつ用有料指定袋助成金交付要綱に基づき、2歳未満の乳幼児、紙おむつの給付を受けている高齢者、障がい者、生活保護受給者に対し無料引換券を配布しているものでございます。

助成金の実績ですが、平成27年度が1,174万6,800円、平成28年度が1,211万4,800円、平成29年度が1,221万4,800円、平成30年度が1,222万4,800円、令和元年度が1,290万2,600円、令和2年度が1,231万5,400円、令和3年度が1,266万7,600円、令和4年度が1,282万4,400円、令和5年度が1,273万800円です。

以上です。

○阿部 博副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○阿部 博副委員長 他に質疑の発言はございませんか。

山本委員。

○山本秀明委員 山本です。2点質問させていただきます。

161ページ、老人集会所管理運営事業、2点目が173ページ、保育所等運営事業、2点です。

飯阪委員が同じ項目で質問されたんですけども、この2点については私自身長らく取り組んできたというんですか、問題でもありますし、若干重なる部分があったとしてもそのまま質問させていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の老人集会所管理運営事業の中で（仮称）はつが野老人集会所整備工事費が計上されております。これははつが野の四・五・六丁目の老人集会所、これを建設する費用ということで、この件については長らく市と議論させていただいてきました。

一番初めの議論といたしましては、いわゆる老人集会所の設置、小学校単位でということなんですけども、この校区については南松尾はつが野学園ということで、既に南松尾の老人集会所がある中で小学校校区としてこれを一緒になるところで、もう義務教育学校については1か所しかつかないのか、いや、旧の小学校についても設置すべきやというような議論も初めにさせていただき、市のほうからは、基本的には旧の小学校校区には設置していくんだという方針も出していただきました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

それと、管理運営の問題等、いわゆる当初、老人集会所ということで高齢者の利用施設という位置づけになって、それ以外の方が使うことについては目的外使用という位置づけにされていたんですけども、先ほどの飯阪委員の議論でもあったとおり、平成31年ですか、条例改正があつて、地域コミュニティのためにもこの施設は利用できるんだということでの条例改正があった中で、いわゆるはつが野地域については、高齢者、老人会はないんだけど、地域コミュニティのために使う施設として整備すべきやということの議論もさせていただいた中で、ようやく今年度、令和6年度に設計予算のほうが計上され、そして令和7年度で整備建設の予算が計上されたというふうに認識しております。

そこで、確認の意味を込めまして少しだけお聞きしていきたいというふうに思います。

本地域につきましては、先ほども申しましたが、まだ高齢者は少なく、実際使用するのは子育て世代の住民が多く使用することになることから、その利用する方々の意見も取り入れた整備をするよう要望しておりましたが、地域の要望の内容に沿った整備内容というふうになっているのか、その点についてお示しいただけますでしょうか。

○阿部 博副委員長 高齢支援担当、田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢者担当課長の田山です。

地域の方々と何度も協議を重ね、オープンなキッチンの仕様や、体操やダンスのための鏡の設置や収納の位置、部屋の間取りなど、限られた建設費用の中、可能な範囲ではありますが、地域の要望に沿った内容となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 整備内容についてお答えいただきました。

建設費用の範囲内であるけれども、ある程度何平米幾らというのは、この集会所については決まっているということも私自身も認識していますし、その中でできるだけ利用者が必要な要望に沿った中で設計していただいたということで、その点についてはありがたく思っております。

次にお聞きしたいのは、管理運営体制についてお聞きしたいんですけども、先ほども申しましたが、この地域については、本来、老人集会所というのが老人クラブのほうに指定管理という形で管理をお願いしているんですけども、この地域にはないということで、これは以前にも議論をさせていただいたことはあるんですけども、市が設置する施設やという位置づけなので、最終的には市直営でやる方法もあるやないかというようなことも言っていたんで

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

すけども、やはり地域、利用する方が管理してもらうのがいいだろうということも指摘もさせていただきました。

その中で、令和7年度建設され、その後供用開始という形になるんですけど、この管理運営体制については今のところどういうふうになっていくのか、その点についてお示しいただけますでしょうか。

○阿部 博副委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

老人集会所の指定管理については、施設の性質上、公募ではなく随意的な方法で校区の老人クラブを指定管理者としております。

委員御指摘のように、はつが野四丁目から六丁目につきましては、現在老人クラブが存在しておりませんので、代わりに町会に対して管理組合を立ち上げてもらうよう現在調整を進めております。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 現在については管理組合を立ち上げて、そこで管理というんですか、指定管理の受皿になっていただくべく調整を進めていただいているということなんですけども、その辺についてのめどについてはどうなのか、もうちょっとその辺についてめどがありましたらお示しいただきたいと思います。

○阿部 博副委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

地域と幾度となく協議を進めておりまして、一定めどはついてございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。一定めどがついているということで、その点については安心いたしました。しっかりとその点も進めていただきたいというふうに思います。

意見なんですけども、過去の平成31年の条例改正によって老人集会所は誰でも利用できる施設となりました、市民であるならば。ここの地域につきましては、町会館の整備をされているのもやはり新しいまちですので、1つの町会については開発業者から建物をもらい受けたということであるんですけども、それ以外については、町会館というのも持ってないという状況の中であります。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

そういう意味で地域の方が集える場所がありませんので、この老人集会所、この設置により高齢者はもちろんのことではありますが、子育て世代を含む全ての世代が気楽に集まり、交流できる場所になることで地域全体の活気やつながりが深まり、よりよいコミュニティーが形成されますことを期待する次第であります。

それともう一点お聞きしたいのが、先ほど飯阪委員の質問の中で、老人集会所の在り方について、令和7年度、令和8年度の中で在り方を考えていくんだということがお示しされました。ちょっとびっくりしています、公式にこういう形で言われるというのは。それは老人集会所の利用実態についてはいろいろあるということも聞いているんですけども、私の地元であります青葉はつが野校区の集会所におきましては、ほとんど毎日のように集会所が利用されている状況であります。

その中で在り方を検討するということを今回初めてお聞きしたんですけど、普通こういう場合はいわゆる協議会とかを通じた中で発表するんですけども、ちょっとこの場でそういうことを公言されたというのはびっくりしているんですけど、これを検討していくんだということに至った経緯について、その経緯がありましたらお示しいただきたいんですけども。いわゆるFMの観点ということでのちょこっと話もあったと思うんですけども、いわゆるそのFMとか、どういうことで働いて老人集会所も検討せえとなってるのか、いわゆる原課の中でそういう形の老人集会所はもう必要ないということがあって検討するということになったのか、その点についてだけ、もう意見は言いませんので、経緯がどうだったのか、その点だけちょっとお答えいただきたいと思います。

○阿部 博副委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

公共施設総合管理計画で従前から今後の老人集会所の在り方について、近隣集会所との併用や複合化など、サービスの維持を念頭に様々な在り方の検討を進めていくというふうな趣旨の記載がございます。

ですので、そういった趣旨に基づき、引き続き第2期の個別施設計画に含めて検討してまいるということになります。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。

一応お聞きだけしておきます。その賛否については、やはり今、老人集会所の在り方を考

えるということを公に言うとなってきたら、いろんな地域でもいろんな声が上がってくるとは思いますので、今後において私も地域の実情をお聞きした中でまた意見は言っていきたいというふうに思うんですけども、そういう経緯の中で、今回そういう在り方を市として見直していくということを示されたということでは、そういうふうにお聞きしておきます。

以上でこの質問は終わります。

次に、173ページ、保育所等運営事業の中の報酬、新園事業選考委員会の報酬についてお聞きするんですけど、委員構成については先ほど飯阪委員のほうからお聞きされましたので、この選考委員会は何のための選考なのか、その点についてお示しいただきたいと思います。

○阿部 博副委員長 幼保運営担当、北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

本市の中部地域での待機児童の状況や今後の教育・保育サービスの量の見込みなどを踏まえ、中部地域における新たな民間の認定こども園運営事業者の選考を行うための委員報酬となります。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 すみません、もう分かっていたんですけども、一応お示しいただきました。

中部地域における新たな認定こども園の運営事業者の選定を行うための委員報酬であるということで、この中部地域の特にはつが野地域においての保育受皿の確保については、長年議論させていただきました。一般質問、そして予算・決算を通じて議論させていただいて、市のほうは待機児童は少なくなってきたということでお示しいただいているんですけども、保留児童、いわゆる保育認定というか、入る資格がありながら入れてない児童という保留児童というのが中部地域も多いですし、その中でも特にはつが野地域のほうが多いということ指摘させていただいて、和泉市というのは広いですので、施設の分布についても偏りがある。以前は鶴山台を中心とした地域に子どもが多かったということで、そこに施設が多かったんですけども、ただ和泉中央の辺りからその園に行くというのがなかなか預けづらいと。そうなってくると待機児童というところから外れて保留児童という位置づけになってしまう。ですので、私は保留児童という部分に目を向けた中で、中部地域、特にはつが野地域についての保留児童対策を行うべきやということでの議論もさせていただきました。

今年度からは、認定された施設に入れなかった人は無認可園に通う場合もある。その辺についてのいわゆる受益者負担の差が大きいということで、今年度からその点についても補助

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

を出していただくというような手だても打ってきてはいただいているんですけども、令和6年の決算審査特別委員会の私の質疑の中で、新設整備に取り組むということを初めて市のほうから示されました。

そこで、改めてこの公募に至った、新設園を整備していくんだということに至った経緯について、市の考えをお示してください。

○阿部 博副委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 情報運営担当課長の北野です。

これまで中部地域における新たな保育施設の必要性におきましては、今後の保育ニーズの状況を慎重に見極めながら検討していくとしていましたが、令和6年度に中部地域において1歳児クラスで待機児童が発生しており、今回、（仮称）和泉市こども計画の策定を進める中で、令和7年度から令和11年度の5か年においても引き続き多くの需要が見込まれ、今後とも供給体制が不足する状況が続くことが想定されたため、既存保育施設の拡充などに加えて、新たな認定こども園の運営事業者を公募するに至ったものでございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 お答えいただきました。

令和6年の決算審査特別委員会の答弁で、令和6年度で中部地域の待機児童が2人、保留児童は229人いるということだったんですけども、今お答えがあったように引き続き多くの需要が見込まれることが想定されたので、新たに施設が必要となってきたということで、こういうことになったということについては理解いたしました。

それでは、今回お聞きするんですけども、今回募集する認定こども園でどの程度の定員増加を見込んでいるのか、その点についてお示しいただきたいと思います。

○阿部 博副委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

現在待機児童が発生している1歳児について、約20人の定員増加を見込んでおり、施設の規模としては、市内の民間保育施設を参考としますと、保育定員は約120人から150人になると想定しております。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 お示しいただきました。保育定員については120から150人を想定していると。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

1歳児、ここが足りないということで、1歳児については約20名の増加を見込んでいるということで、その点についてはお聞きしておきたいと思います。

今回、こども園を公募するということになったんですけれども、次にお聞きしたいのは、幼稚園部、こども園ですので、幼稚園部である1号認定の定員、これについてもそれが何人になるのかお示しいただきたいというのと、基本的に不足しているというのは、いわゆる幼稚園の部分、1号認定の子どもじゃなく保育が必要な子どもだというふうに認識しているんですけれども、なぜ今回募集する施設は保育所や小規模保育所じゃなく、認定こども園ということで募集することになったのか、その点についての理由をお示しいただきたいと思います。

○阿部 博副委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

1号認定の定員については、15人以下で想定しております。

公募する施設を認定こども園とした理由については、まず、平成27年4月より子ども・子育て支援新制度が始まり、教育及び保育を一体的に提供できる認定こども園の設置を国が政策的に推進しております。

認定こども園のメリットとしましては、保育や教育を一体的に受けることができるだけでなく、保護者が急な失業などにより保育要件がなくなり、従来の保育所では退園せざるを得なかった場合でも、認定こども園であれば幼稚園部分に移行することで継続通園することができます。

和泉市で民間保育施設は27園ございますが、保育所は分園を含めて3園ございまして、これまで14園あった民間保育所のうち、12園が既に幼保連携型認定こども園に移行しており、公立保育園につきましても認定こども園化を進めているところです。

次に、小規模保育事業所については、連携施設の確保が困難であることから、今回公募する施設を認定こども園としたものでございます。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。認定こども園ということで募集を決めた理由についてお答えいただきました。理由としては、一応そのようにお聞きしておきます。

1号認定についても15人以下ということで、ただ気になったのは、保育部分は足りないんですけれども、いわゆる1号認定の幼稚園部分については、やはりこれから少子化する中でたくさん定員をつくっていて、その受入れを民間園がやる中で児童が足りなく、児童の競争

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の激化も行われる可能性があるということでお聞きしたんですけども、1号認定については先ほども申したとおり15名以下と最小限にとどめるということです、それはそれとしてお聞きしておきます。

ただ受入れ人数をお聞きしたんですけども、想定している定員数では、現在の保留児童、先ほども220と幾らがしということでお伝えしたんですけども、現在の保留児童を充足できるほどの受皿の確保にはなっていませんが、そのほか定員の増加のために取り組んでいる内容について、お聞きしている部分もあるんですけど、ここで改めてその点についてお示しいただけますでしょうか。

○阿部 博副委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

定員の増加のための取組として、今回の公募と並行して既存保育施設の拡充などに取り組んでおります。令和7年度では、新光明池幼稚園の改築整備への補助や北松尾保育園と幼稚園の認定こども園化により、中部地域において保育定員が31人増加する予定となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。

今お示しいただいたように、既存保育施設の拡充等に取り組むことで、中部地域で定員がこれ以外に約31名増加するというところでお示しいただきました。定員増加のためのいろいろな取組をされているということは認識しております。

しかし、現在の待機児童や保留児童、この数、また、はつが野におきましても三丁目の開発、また、四・五・六丁目もまだ新しく子育て世代の住民が入ってくることが予想されております。また、中央のマクドナルドの北側でも大きなマンションが建設され、引き続き多くの需要が見込まれる中では、私としてはまだまだ不足しているように思います。そのような中で、今回募集する施設は、中部地域の中でも保育ニーズが多い地域に設置していただくべきだと思います。

そこで、待機児童・保留児童対策として効果的になるように、募集条件を保育ニーズの多い地域に限定するなどの検討をしていただきたいというふうに思っておりますが、中部地域の中で令和6年度に保留児童が多かった地域についてはどこになっているのかお示しいただけますか。

○阿部 博副委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

令和6年度の中部地域の保留児童229人のうち、多かった地域としましては、はつが野が77人と一番多く、次に唐国町で27人、室堂町、伏屋町がそれぞれ15人となっております。

以上です。

○阿部 博副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 保留児童の多かった地域についてお示しいただきました。

唐国で27名、室堂・伏屋で15人ということで、この地域については、近くで言いましたら先ほどお示しいただいたように北松尾のこども園化、室堂・伏屋については新光明池保育園の増築ということで、やはりこのはつが野地域の77人というものの受皿というのが非常に私は問題になってくると思います。

令和6年の決算審査特別委員会の中でも要望しているんですけども、保育ニーズはやはり家の近くや通勤途中の駅前など、利便性が高いところにあるというふうに思っておりますし、令和7年4月の入所状況の分析も進めていただきたいというふうに思うんですけども、やはり保育ニーズの多い地域に設置することによって、この保留児童というのも解消していくんじゃないかなとも思っております。

ですので、先ほど言ったとおり、今回の募集に当たりましては、やはり中部地域と言うても広いですね。その中でやはり今困っている地域のところの方が利用しやすいところを限定するなどの条件づけした中での募集を行っていただきたいというふうに思っております。これは要望しておきます。

また、今回、新設整備に取り組むことが前提だというふうに思いますが、先ほど申しました保育ニーズが多い地域で利便性が高い場所というのがなかなかタイミングよくその場所が見つかるか、空いているとは限っておりません。そして保育所を募集したとしても、聞くところによりますと、やっぱり各園、保育士さんの不足によってなかなか新しい園を造るというのも難しい。

豊中ですかね、聞いた話によると募集してもなかなか集まらなかったというような話も聞いておりますので、私は、先ほど申しました新設の公募と並行して既存保育施設等の拡充に取り組むとして、令和7年度に新光明池幼稚園の改築整備に補助するというところでおっしゃっておられたんですけども、今回の募集に当たっても新設整備に限定せずに、既存保育園の増築や改築、これも含めるなど柔軟な形で対応していただきたい。そして早く開設で

きるようにということで取り組んでいただきたいというふうにも思いますし、ただ今既存あるところについても、保育士さんが不足しているからある程度定員以上についても受入れはできるんですけども、なかなかその辺の話を聞くと保育士さんの確保というのが難しいので、その定員を伸ばしていけないという状況もあります。

市においては、私も指摘させて取り組んでいただいたんですけども、保育士さんへの就業支援という形で、市のほうからの補助制度も今年度拡充してもうたということもあるんですけど、その辺についての効果検証もやっていただいて、できればやはり既存施設の中で定員を伸ばすことによって、あと子どもが少なくなったときでも柔軟にその辺は対応できるという部分もありますので、その点もしっかりと取り組んでいっていただくようお願い申し上げます、質問を終わります。

以上です。

○阿部 博副委員長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑のないものと認め、第3款民生費、第4款衛生費の質疑を終了いたします。



◎延会宣告

○阿部 博副委員長 お諮りいたします。

本日の審査はこれもちまして延会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、明日も引き続き委員会を開催いたしますので、定刻御参集願います。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

(午後2時39分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

委員長 松 田 義 人